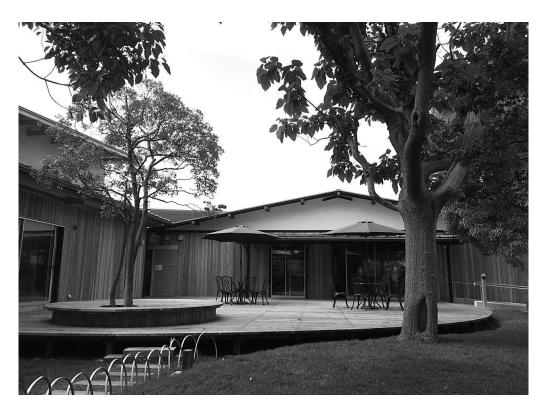
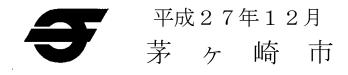
# 茅ヶ崎の環境

- 平成26年度環境保全報告 -



茅ヶ崎ゆかりの人物館



## 表紙写真

茅ヶ崎ゆかりの人物館にて

茅ヶ崎ゆかりの人物館とは、ラチエン通り沿いに位置する茅ヶ崎市 開高健記念館の隣接地にあり、茅ヶ崎にゆかりのある人物やその作品 などを紹介することで、郷土に対する愛着や誇りを育みながら、茅ヶ 崎の文化を後世へ継承し、茅ヶ崎の魅力を広く発信する施設です。ま た、ワークショップや講演会など、さまざまな教育普及事業を通し て、来館された皆さまに展示品への理解や興味を深めていただけるよ う工夫しています。

住所:茅ヶ崎市東海岸南6-6-64 JR茅ヶ崎駅南口より約2km

- ・神奈中バス 辻堂駅南口行き 辻02系・辻13系 「東海岸北五丁目」バス停より約600m
- ・コミュニティバス 東部循環市立病院線 松ヶ丘コース 茅ヶ崎駅南口5番乗り場 15番バス停「開高健記念館」下車
- ・駐車場8台分(茅ヶ崎市開高健記念館横)
- ・車椅子用駐車場1台分(茅ヶ崎ゆかりの人物館正面入口の右側)

開館日:毎週金・土・日の3日間と祝日 開館時間:

4~10月 午前10時~午後6時(入館は午後5時30分まで) 11~3月 午前10時~午後5時(入館は午後4時30分まで)

入場料 無料 (下記の期間 (予定):プレオープン期間) 期間 平成27年10月18日 (日曜日) ~平成28年4月24日 (日曜日)

お問い合わせ 0467-81-5015

# 市章

「チガサキ」の「チ」を図案化した円形は、市の融和と団結を あらわし、翼状平行線は市勢の飛躍、発展を象徴しています。 (昭和32年10月1日制定)

## 市民憲章

#### 美しい海 きれいな空気 おだやかな四季

私たちはこのめぐまれた自然に感謝しながら、 未来へ力強くはばたくための愛市憲章をここ に定めます。

- 1. 美しい自然は、私たちみんなの誇りです。
- 1. 私たちは、元気で仲良く、きょうも働きます。
- 1. 私たちは、きまりを守り、安全で住みよいまちづくりにはげみます。
- 1. 私たちは、文化の花咲く、明るい平和なまちをきずきます。
- 1. 老いも若きも手を取りあって、輝かしい明日 へ向って前進しましょう。

(昭和42年10月1日制定)

## 市の木・市の花・市の鳥



市の木「アカシア」 (昭和47年10月1日制定)



市の花「つつじ」 (昭和47年10月1日制定)



市の鳥「シジュウカラ」 白地にネクタイといったかわ いい模様が特徴です。 (平成9年10月1日制定)

第1章	市勢の概要
1 2 3 4	位置と地勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	公害関係法令等制定状況と届出
1 2 3	公害法令等制定状況・・・・・・・・・5 法令等に基づく本市の規制地域指定状況・・5 法令等に基づく申請・届出・・・・・・・・6
第3章	公害苦情発生状況
1 2 3	公害苦情件数の推移・・・・・・・・・・・・10 用途地域別苦情件数・・・・・・・・・・・11 業種別苦情件数・・・・・・・・・・12
第4章	公害の現況
1 2 3	大気汚染····································
環境に	関する用語の解説······42
⊚H26	広報記事一覧・・・・・・・・・48

# 第1章 市勢の概要

#### 第1章 市勢の概要

#### 1 位置と地勢

本市は、神奈川県の中南部、東経 139 度 24 分、北緯 35 度 19 分に位置し、東京から西に 5 0 k m あまり、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約 6 k m におよぶ相模湾、そして北は寒川町と接しています。面積は 35. 76 k m 、東西 6. 94 k m 、南北 7. 60 k m で、周囲は 30. 46 k m に及んでいます。

市域は海岸線から北部に広がっており、湘南砂丘となだらかな丘陵からなっています。気候は四季を通じて温暖で、夏涼しく冬は暖かです。年間の平均気温も摂氏17度と自然に恵まれており、明治時代後半から戦前にかけては湘南有数の別荘地でした。

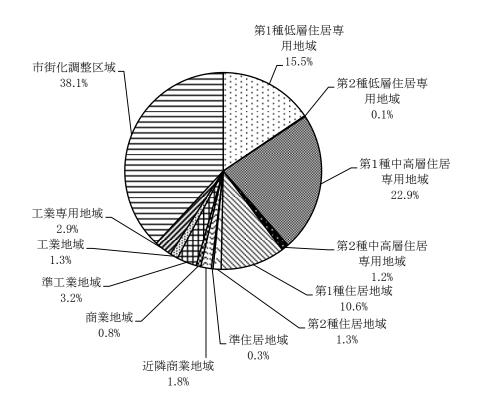
このように、恵まれた自然と地理的条件のもとに、「海と太陽とみどりの中でひとが輝きまちが 輝く湘南・茅ヶ崎」の都市像を目標にその実現に努めております。



#### 2 用途地域別面積

区域別	地 域 別	面積(ha)	率 (%)
	第1種低層住居専用地域	555.0	15. 5
市	第2種低層住居専用地域	5. 3	0.1
	第1種中高層住居専用地域	819.0	22.9
街	第2種中高層住居専用地域	43.0	1.2
	第1種住居地域	378.0	10.6
化	第2種住居地域	47.0	1.3
	準住居地域	9. 7	0.3
区	近隣商業地域	63.0	1.8
	商業地域	27. 0	0.8
域	準工業地域	116.0	3.2
	工業地域	47.0	1.3
	工業専用地域	103.0	2.9
	市街化調整区域	1, 363. 0	38. 1
	合計	3, 576. 0	100.0

#### 用途地域別面積割合

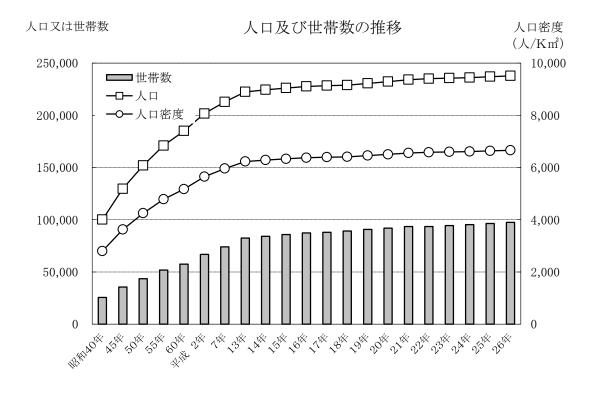


#### 3 人口·世帯数

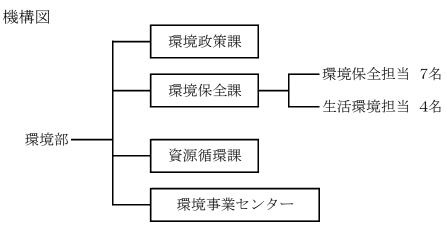
各年10月1日現在

11	111 111 367		Д		人口密度
年次	世帯数	総数	男	女	(1km²当)
昭和40年	25, 510	100, 081	50, 266	49, 815	2, 799
45年	35, 467	129, 621	64, 934	64, 687	3,625
50年	43, 520	152, 023	75, 954	76, 069	4, 251
55年	51, 715	171, 016	85, 621	85, 395	4, 782
60年	57, 377	185, 030	92, 444	92, 586	5, 174
平成 2年	66, 729	201, 675	100,820	100, 855	5,648
7年	74, 032	212, 874	106, 035	106, 839	5, 961
13年	82, 381	222, 460	110, 077	112, 383	6, 230
14年	84, 161	224, 469	111,016	113, 453	6, 286
15年	85, 737	226, 106	111, 691	114, 415	6, 332
16年	87, 273	227, 659	112, 369	115, 290	6, 375
17年	87, 976	228, 430	113, 256	115, 174	6, 396
18年	89, 224	228, 889	113, 427	115, 462	6, 409
19年	90, 732	230, 565	114, 292	116, 273	6, 457
20年	91, 984	232, 237	114, 963	117, 274	6, 503
21年	93, 505	234, 114	115, 740	118, 374	6, 556
22年	93, 445	235, 081	115, 245	119, 836	6, 584
23年	94, 324	235, 659	115, 358	120, 301	6,600
24年	95, 262	236, 093	115, 414	120, 679	6,611
25年	96, 339	237, 065	115, 785	121, 280	6, 639
26年	97, 479	237, 826	116, 126	121,700	6, 661

平成2年10月1日以降の人口密度は総務省統計局が推計した面積で算出。



#### 4 市の環境行政機構 (平成27年4月1日現在)



#### 環境行政機構の変遷

昭和33年12月 商工観光課

昭和41年11月	経済部 ———	- 商工観光課	-指導係	1名
昭和42年10月	経済部 ———	- 商工観光課	-公害係	2名
昭和47年 7月	生活環境部 ———	環境整備課 ————	-公害係	9名
昭和54年 7月	生活環境部 ———	-公害対策課	-対策係	4名
			-調査指導係	4名
平成 5年 4月	環境部 ———	-環境保全課 ————	-環境保全担当	10名

#### 環境保全課事務分掌

- (1) 公害防止対策の計画及び連絡調整に関すること。
- (2) 騒音を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (3) 水質汚濁の防止に係る常時監視等に関すること。
- (4) 悪臭を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (5) 汚水等を排出する工場の公害防止統括者の選任届出等に関すること
- (6) 振動を規制する地域の指定及び規制基準の設定等に関すること。
- (7) 土壌汚染対策に係る調査及び報告等に関すること。
- (8) 汚染土壌処理業に関すること。
- (9) 地下水採取の許可及び届出書の受理等に関すること。
- (10) 大気汚染の防止に係る監視及び規制等に関すること。
- (11) 公害の発生予防及び防止の指導に関すること。
- (12) 公害の調査、測定及び分析に関すること。
- (13) 公害事案の処理に関すること。
- (14) 専用水道等の布設工事の確認及び専用水道等の設置者からの報告徴収等に関すること。
- (15) 環境衛生事業の総合調整に関すること。
- (16) 環境美化事業に関すること。
- (17) 鳥獣の捕獲の許可等に関すること。
- (18) 墓地に関すること。
- (19) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること。
- (20) 動物愛護に関すること。
- (21) 衛生害虫等の駆除に関すること。
- (22) 空地等(他の所管に属するものを除く。)の浄化推進に関すること。
- (23) 公衆便所(他の所管に属するものを除く。)に関すること。



# 第2章 公害関係法令等制定状況と届出



## 第2章 公害関係法令等制定状況と届出

1 公害法令等制定状况

1 公善法令等制》	
公布年月日	法令等の制定状況
昭和26年12月	神奈川県事業場公害防止条例
33年12月	工場排水等の規制に関する法律
37年 6月	ばい煙の規制等に関する法律
39年 3月	神奈川県公害の防止に関する条例
42年 8月	公害対策基本法
43年 6月	大気汚染防止法
43年 6月	騒音規制法
45年 6月	公害紛争処理法
45年12月	水質汚濁防止法
46年 3月	農用地の土壌汚染防止等に関する法律
46年 6月	神奈川県公害防止条例
46年 6月	悪臭防止法
51年 6月	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
51年 6月	振動規制法
53年 3月	神奈川県公害防止条例(全面改正)
55年10月	神奈川県環境影響評価条例
平成 4年 6月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量削減等に
	関する特別措置法(自動車NOx法)
5年11月	環境基本法
8年 3月	神奈川県環境基本条例
8年 9月	茅ヶ崎市環境基本条例
9年 6月	環境影響評価法
9年10月	神奈川県生活環境の保全等に関する条例
11年 7月	ダイオキシン類対策特別措置法
13年 6月	自動車から排出される窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の特定地域に
•	おける総量の削減等に関する特別措置法 (自動車NOx・PM法)
14年 3月	茅ヶ崎市民の美しく健康的な生活環境を守る条例
14年 5月	土壌汚染対策法
15年 4月	茅ヶ崎市が政令で指定する人口二十万以上の市(特例市)に移行

#### 2 法令等に基づく本市の規制地域指定状況

	く 本中 v / が明 昭 教育 人 で (1)	
施行年月	内容	規制地域
昭和44年 4月	騒音規制法に基づく地域指定 (昭和49年5月廃止)	市内全域(工業専用地域を除く)
48年 5月	神奈川県公害防止条例に基づく 地下水採取規制指定地域	市内全域
48年 5月	悪臭防止法に基づく地域指定	市街化区域
49年 5月	騒音規制法に基づく地域指定	市内全域(工業専用地域を除く)
52年11月	振動規制法に基づく地域指定	市内全域(工業専用地域を除く)
平成 4年12月	自動車NOX法に基づく地域指定	市内全域
15年 4月 (特例市移行に	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の指定	市街化区域
伴う事務)	騒音規制法及び振動規制法に基づく 規制地域及び規制基準の指定	市内全域(工業専用地域を除く)
17年 1月	悪臭防止法に基づく規制地域及び 規制基準の改正(臭気指数規制告示)	市内全域(農業振興地域を除く)
24年 4月	環境基本法に基づく騒音に係る 環境基準の地域類型の指定	市内全域(工業専用地域を除く)

#### 3 法令等に基づく申請・届出

#### (1) 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

(件数)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
指定事業所数	187	184	184	174	-10
設置許可申請	1	4	2	1	-1
事業開始届	1	2	0	0	0
変更許可申請	6	2	3	8	5
変更完了届	2	1	2	1	-1
変更計画中止届	0	0	0	0	0
変更計画届	0	0	0	0	0
変更計画早期着手申請	0	0	0	0	0
変更届	17	13	13	31	18
地位承継届	2	3	0	1	1
廃止等届	1	13	5	11	6
環境配慮書	1	0	0	0	0
現況届	0	0	0	0	0
地下水採取関係届	153	153	158	167	9
夜間小売業関係届	0	0	0	0	0
土壤汚染関係	28	22	24	33	9
環境汚染関係	0	2	5	0	-5
化学物質管理状況報告書	0	0	13	26	13
合 計 (申請・届出数)	212	215	225	279	54

#### (2) 水質汚濁防止法

(件数)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
特定事業場数	98	92	89	88	-1
(法第5条第1項) 設置届	2	7	1	3	2
(法第7条) 構造等変更届	3	3	0	0	0
(法第10条) 氏名等変更届	10	8	6	5	-1
(法第10条) 廃止届	3	6	4	7	3
(法第11条) 承継届	2	3	0	1	1
合 計	20	27	11	16	5

#### (3) 土壤汚染対策法

(件数)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
(法第3条) 土壤汚染状況調査結果報告	0	2	0	4	4
(法第3条第1項) ただし書の確認申請	0	0	2	1	-1
(規則第16条第4項) 承継届	0	0	0	0	0
(法第3条第4項) 土地利用方法変更届	0	0	0	0	0
(法第4条) 一定規模以上形質変更届	4	6	5	4	-1
(法第4条) 土壤汚染状況調査結果報告書	0	0	4	0	-4
(法第12条第1項) 区域内における土地の形質変更届	0	1	2	2	0
(法第14条) 指定の申請	0	0	0	1	1
(法第16条第1項) 汚染土壌の区域外への搬出時届	0	1	2	2	0
合 計	4	10	15	14	-1

#### (4) 大気汚染防止法(一般粉じんのみ) の発生施設数

区 分	平成2	6年度	前年	度比
特定施設の種類	工場数	施設数	工場数	施設数
コークス炉	0	0	0	0
鉱物(コークスを含み、石綿 を除く。以下同じ。)又は土 石の堆積場	1	1	0	0
ベルトコンベア及びバケット コンベア(鉱物、土石又はセ メントの用に供するものに限 り、密閉式のものを除く。)	0	0	0	0
破砕機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	1	1	0	0
ふるい(鉱物、岩石又はセメ ントの用に供するものに限 り、湿式のもの及び密閉式の ものを除く。)	0	0	0	0
合 計	2	2	0	0

\*24年度より権限移譲

(5) 騒音規制法の特定施設数

区分	平成2	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	前年	度比
特定施設の種類	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械 (注1)	23	169	23	169	22	164	-1	-5
空気圧縮機及び送風機	52	496	51	493	51	495	0	2
土石用又は鉱物用破砕機 (注2)	5	22	5	22	5	22	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械(注3)	0	1	0	1	0	1	0	0
穀物用製粉機	0	3	0	3	0	3	0	0
木材加工機械(注4)	7	16	8	17	6	13	-2	-4
抄紙機	0	0	0	0	0	0	0	0
印刷機械	8	12	8	12	8	12	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	7	2	7	2	14	0	7
鋳型造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	97	726	97	726	97	724	0	-2

注1 金属加工機械

イ 圧延機械

口 製缶機械

ハ ベンディングマシン

ニ 液圧プレス

ホ 機械プレス

へ せん断機

ト 鍛造機

ワイヤーホーミングマシン チ

リ ブラスト

ヌ タンブラー

ル 切断機

注 2 土石鉱物用破砕機等

イ 破砕機 ロ 摩砕機

ハ ふるい及び分級機

注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラント

ロ アスファルトプラント

注4 木材加工機械

イ ドラムバーカーロ チッパー

ハー砕木機

ニ 帯のこ盤

ホー丸のこ盤

へ かんな盤

(6) 騒音規制法届出状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
特定工場等関係届出	件数	件数	件数	件数
特定施設の設置届出書	1	1	2	1
特定施設の種類ごとの数変更届出書	2	3	3	0
騒音の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	5	5	14	9
特定施設使用全廃届出書	2	1	5	4
承継届出書	0	0	0	0
計	10	10	24	14
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	前年度比
くい打機等を使用する作業	1	4	1	-3
びょう打機を使用する作業	0	0	0	0
さく岩機を使用する作業	28	30	24	-6
空気圧縮機を使用する作業	7	9	5	-4
コンクリートプラント、アスファルトプラント	0	0	0	0
バックホウ	14	6	2	-4
トラクターショベル	1	0	0	0
ブルドーザー	2	0	0	0
計	53	49	32	-17

#### (7) 振動規制法の特定施設数

区分	平成2	4年度	平成2	5年度	平成2	6年度	前年	度比
特定施設の種類	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
金属加工機械(注1)	31	233	31	234	30	225	-1	-9
圧縮機	34	271	32	270	31	270	-1	0
土石用又は鉱物用破砕機 (注2)	6	17	6	17	6	17	0	0
織機	0	0	0	0	0	0	0	0
建設用資材製造機械(注3)	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械(注4)	0	0	1	1	1	1	0	0
印刷機械	5	6	5	6	5	6	0	0
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	0	0	0	0	0	0	0	0
合成樹脂用射出成形機	2	7	2	7	2	13	0	6
鋳型造型機	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	78	534	77	535	75	532	-2	-3

#### 注1 金属加工機械

イ 液圧プレス

ロ 機械プレス

ハ せん断機

二 鍛造機

ホ ワイヤーホーミングマシン 注4 木材加工機械

注2 土石鉱物用破砕機等

イ 破砕機

口 摩砕機

ハ ふるい及び分級機

#### 注3 建設用資材製造機械

イ コンクリートプラントブロックマシン

ロ コンクリート管製造機械

ハ コンクリート柱製造機械

イ ドラムバーカー

ロチッパー

#### (8)振動規制法届出状況

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	前年度比
特定工場等関係届出	件数	件数	件数	件数
特定施設の設置届出書	1	1	0	-1
特定施設使用届出書	0	0	0	0
特定施設の使用の方法変更届出書	0	0	0	0
特定施設の種類ごとの数変更届出書	1	3	2	-1
振動の防止の方法変更届出書	0	0	0	0
氏名(名称、住所、所在地)変更届出書	5	7	5	-2
特定施設使用全廃届出書	2	2	2	0
承継届出書	0	0	1	1
計	9	13	10	-3
特定建設作業関係届出	件数	件数	件数	件数
くい打機等を使用する作業	1	5	1	-4
鋼球を使用して破壊する作業	0	0	0	0
舗装盤破砕機を使用する作業	4	2	0	-2
ブレーカーを使用する作業	22	23	15	-8
計	27	30	16	-14

# 第3章 公害苦情発生状況

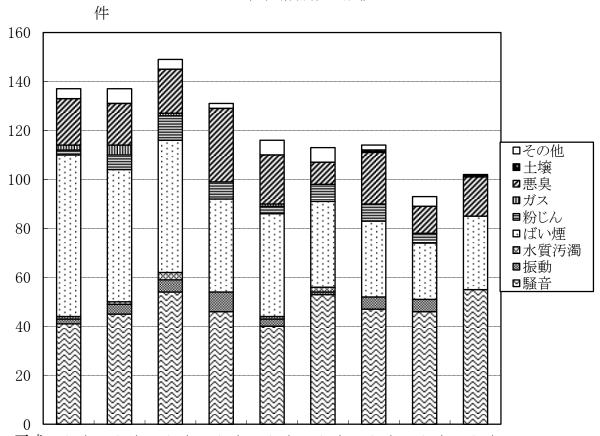


#### 第3章 公害苦情発生状況

#### 1 公害苦情件数の推移

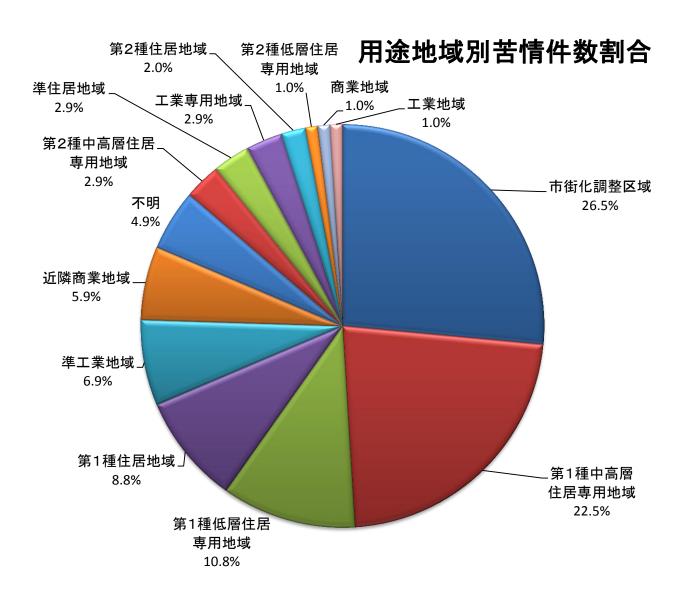
年	度	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
平成18年度	発生件数	41	2	1	66	2	2	19	0	4	137
平成10年度	処理件数	38	1	1	66	2	2	16	0	4	130
平成19年度	発生件数	45	4	1	54	6	4	17	0	6	137
平成19平度	処理件数	43	4	1	54	6	4	15	0	5	132
平成20年度	発生件数	54	5	3	54	10	1	18	0	4	149
平成20平度	処理件数	52	5	3	53	10	1	18	0	4	146
平成21年度	発生件数	46	8	0	38	7	0	30	0	2	131
十,灰21千皮	処理件数	46	7	0	38	7	0	30	0	2	130
平成22年度	発生件数	40	3	1	42	3	1	20	0	6	116
十,队22千及	処理件数	36	3	1	42	3	1	18	0	6	110
平成23年度	発生件数	53	1	2	35	7	0	9	0	6	113
十灰25千反	処理件数	52	1	2	35	5	0	9	0	5	109
平成24年度	発生件数	47	5	0	31	7	0	21	1	2	114
十,灰24十尺	処理件数	45	5	0	31	7	0	21	1	2	112
平成25年度	発生件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
十灰25千皮	処理件数	46	5	0	23	4	0	11	0	4	93
平成26年度	発生件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102
十八八八十尺	処理件数	55	0	0	30	0	0	16	1	0	102

公害苦情件数の推移



#### 2 用途地域別苦情件数

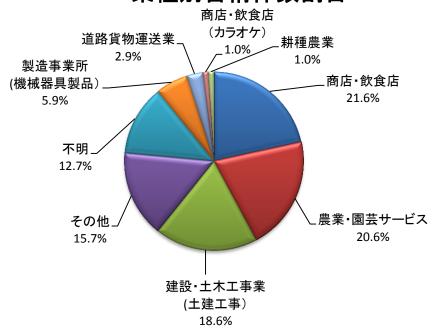
										半成 2	6 年度
区域	地域別	騒音	振動	水質汚濁	ばい煙	粉じん	ガス	悪臭	土壌	その他	計
	第1種低層住居専用地域	5			3			3			11
市	第2種低層住居専用地域	1									1
	第1種中高層住居専用地域	13			7			2		1	23
街	第2種中高層住居専用地域	2			1						3
	第1種住居地域	5			3			1			9
化	第2種住居地域	2									2
	準住居地域	1						2			3
区	近隣商業地域	4						2			6
	商業地域	1									1
域	準工業地域	4			2			1			7
	工業地域	1									1
	工業専用地域	3									3
	市街化調整区域	8			14			5			27
	不明	5									5
	合 計	55	0	0	30	0	0	16	0	1	102



#### 3 業種別苦情件数

平成26年度 公害苦情の種類 水質 ばい煙粉じんガス 騒音 振動 悪臭 その他 計 汚濁 発生源 食料品 0 衣服その他繊維製品 0 木材・家具装備品 パルプ・紙・紙加工品 製 0 造 0 事 化学・石油石炭製品 0 業 ゴム皮革製品 0 窯業·土石製品 所 0 鉄鋼 • 非鉄金属製品 0 機械器具製品 4 6 その他の製造事業所 0 () 0 () 計 4 0 1 6 耕種農業 1 農業・園芸サービス 1 19 1 21 修理工場 0 19 建設・土木工事業(土建工事) 13 4 2 建設・土木工事業(資材置場・作業場) 0 道路貨物運送業 3 娯楽・遊具スポーツ施設 0 商店・飲食店 17 5 22 商店・飲食店(カラオケ) 事務所 0 その他 10 2 16 交通機関 0 下水清掃事業 0 家庭生活 0 13 6 合 計 55 0 0 30 0 0 16 102

## 業種別苦情件数割合



第4章 公害の現況



#### 1 大 気 汚 染

近年は温室効果ガスによる地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊等深刻な地球規模の大気汚染の一方、都市部における大気汚染は改善の兆しが見られるものの、環境基準値未達成の物質も存在します。

茅ヶ崎市では窒素酸化物の濃度分布調査や光化学オキシダント並びにダイオキシン類及び有害大気汚染物質の調査を行っております。

- 環境基準と適合状況
- 大気常時監視測定結果
- 光化学大気汚染緊急時措置発令状況
- 窒素酸化物分布測定結果
  - 1 3 4 号線沿線二酸化窒素調查
- 一般環境中ダイオキシン類濃度測定結果
- 有害大気汚染物質濃度測定結果



## 1 大気汚染

(1)環境基準と適合状況(平成26年度) (一は測定していない項目を示します。)

物質名	環境上の条件	一般環境	自排局	北陽中学
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	適合	-	_
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。	適合	適合	_
光化学オキシダント	1 時間値が 0. 0 6 p p m以下であること。	不適合	ı	不適合
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が、20ppm以下であること。		適合	_
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。	適合	適合	_
微小粒子状物質 PM2.5	$1$ 年平均値が $15\mu$ g/m $3$ 以下であり、かつ、 $1$ 日平均値が $35\mu$ g/m $3$ 以下であること。	_	不適合	_

(2) 環境其潍長期的評価と演合保湿(巫成26年度) (一は測定していない頂目を示します。)

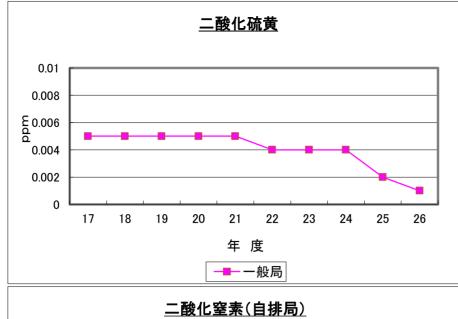
(2) 環境基準	<u> </u>	半価と適合状况(半成26年度) (-は測定していない項目を示します。)			1
物質名	区分	環境上の条件	一般環境	自排局	北陽中学
二酸化硫黄	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値が0.04ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	適合	_	_
	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	適合	_	_
二酸化窒素		年間にわたる日平均につき、測定値の低い方から98%に相当するものが0.06ppm以下であること。	適合	適合	_
光化学オキシダント		1 時間値が0.06ppm以下であること。 (昼間の時間帯 5 時から 2 0 時)	不適合	_	不適合
一酸化炭素	長期的評価	年間にわたる日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、日平均値が10ppmを超えず、かつ、年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しないこと。	ı	適合	_
版 1 L J / C / A	短期的評価	日平均値がすべての有効測定日数で10ppm以下であり、かつ、8時間平均値(※)が20ppm以下であること。 (※)24時-8時、8時-16時、16時-24時までの時間帯の平均値をいう。	I	適合	_
河 牡 小 フ 小 小 小 元 元	長期的評価	年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%範囲内にあるものを除外した、1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m3を超える日が2日以上連続しないこと。	適合	適合	_
浮遊粒子状物質	短期的評価	すべての1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m3以下であること。	適合	適合	_
微小粒子状物質	長期的評価	1年間平均値が15μg/m3以下であること。	_	適合	_
PM2.5	短期的評価	1日平均値の年間98%値を日平均値の代表値として、35μg/m3以下であること。	_	不適合	_

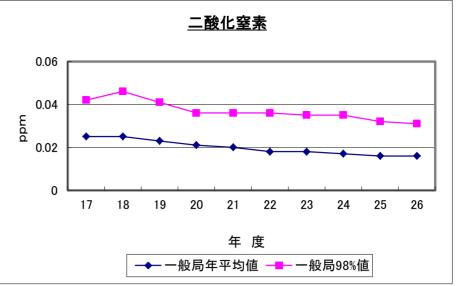
# (3) 大気常時監視測定結果(過去10年)

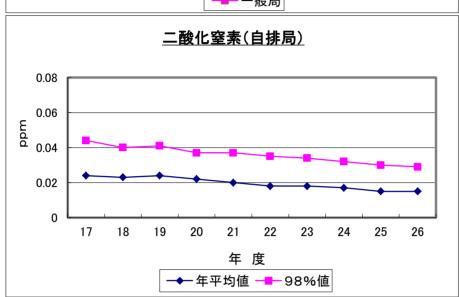
測定項目	二酸化硫黄		二酸化	上室素		一酸化	<b>七</b> 窒素	オキシ	ダント	一酸化炭素	浮遊粒-	子状物質	非メタン 炭化水素	微小粒子 PM2	
測定局	一般局	——舟	受局	自排	‡局	一般局	自排局	一般局	北陽中学	自排局	一般局	自排局	一般局	自抄	<b></b>
年度	年平均値	年平均値	98%値	年平均値	98%値	年平均値	年平均值	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	年平均値	98%値
17	0.005	0. 025	0.042	0.024	0.044	0.013	0.017	0.022	0. 025	0. 7	0.031	0.043	0. 28	_	_
18	0.005	0. 025	0.046	0. 023	0.040	0.012	0.015	0. 029	0.027	0.6	0.031	0.040	0. 28	_	_
19	0.005	0. 023	0.041	0.024	0.041	0.010	0.013	0. 028	0. 028	0.7	0.025	0.040	0. 27	_	_
20	0.005	0.021	0.036	0.022	0.037	0.008	0.010	0. 029	0.030	0.6	0.020	0.037	0. 23	_	_
21	0.005	0.020	0. 036	0.020	0.037	0.007	0.009	0. 029	0. 029	0. 5	0.019	0.034	0. 25	_	_
22	0.004	0. 018	0. 036	0. 018	0. 035	0.006	0.007	0. 028	0. 029	0. 5	0. 019	0.033	0. 22	_	_
23	0.004	0.018	0. 035	0. 018	0.034	0.007	0.008	0.027	0. 028	0.5	0.018	0.032	0. 21	15. 2	35.8
24	0.004	0.017	0. 035	0.017	0.032	0.006	0.007	0. 029	0. 029	0. 5	0.016	0.026	0. 17	13.8	30. 2
25	0.002	0.016	0.032	0.015	0.030	0.005	0.006	0. 031	0.032	0.4	0.017	0.025	0. 19	14. 5	38.8
26	0.001	0. 016							0. 028	0.4	0. 016	0.025	0. 21	15. 0	37. 5

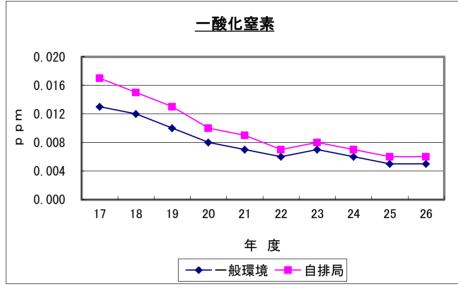
注1 単位は、浮遊粒子状物質がmg/m3、非メタン炭化水素はppmC、その他はppm

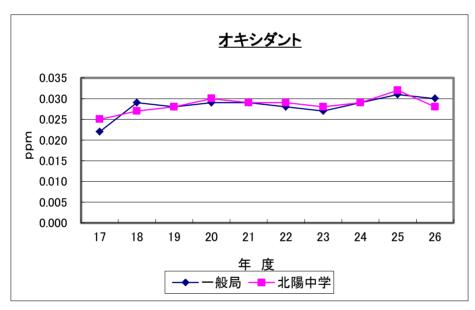
- 注2 二酸化窒素の9.8%値とは、1日の平均値の1年分のデータの低い方から9.8%に相当するもの(3.6.5日分のデータがある場合は低い方から3.5.8番目の値) 注3 オキシダントの値は昼間( $5\sim2.0$ 時)の平均値、1年間で0.0.6ppmを超えた時間数がゼロの場合のみ環境基準に適合したと評価されます。
- 注4 一般局:一般環境測定局は茅ヶ崎市役所に設置
- 注5 自排局:自動車排出ガス測定局は国道1号線茅ヶ崎市役所前に設置
- 注6 14年度及び15年度の非メタン炭化水素及び17年度自排局の浮遊粒子状物質は測定時間が規定時間に満たないため参考値として表示します。
- 注7 23年度より自排局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始

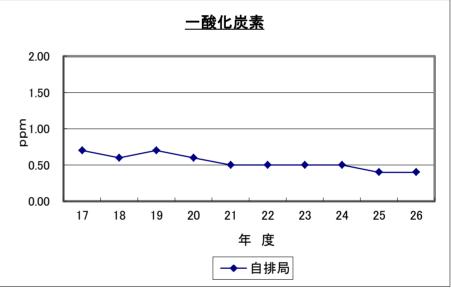


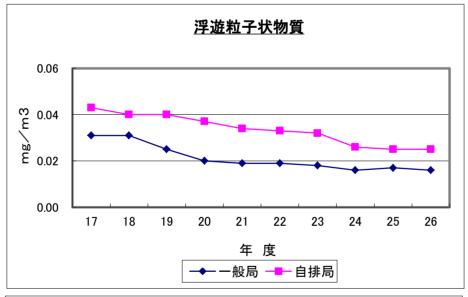


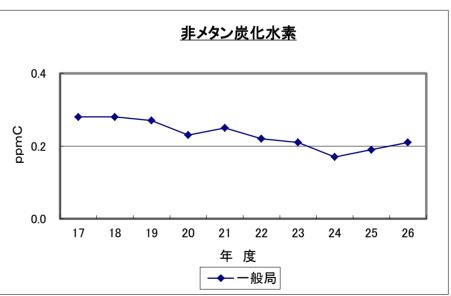


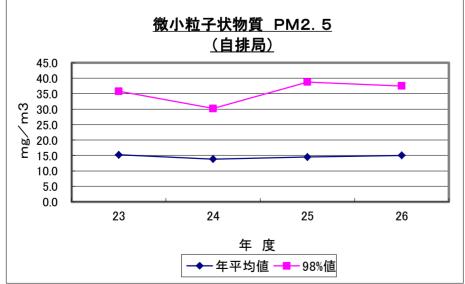












#### (4) 光化学大気汚染緊急時措置発令状況(平成26年度)

				緊急時	光化学	おキシダント最高濃度の状況
回数	月日	発令~解除	発令地域	措置の	濃度	
	7	時刻	70 10 10 10	区分	(ppm)	測定局
	(-)	14:20~17:20	川崎		0. 151	中原区役所保険福祉センター
1	6月1日(日)	13:20~16:20	横浜	注意報		都築区総合庁舎
		14:20~19:20	湘南			平塚市神田小学校
		14:20~19:20	県央			伊勢原市役所
		$13:20\sim19:20$	相模原			相模原市津久井
2	6月2日(月)	13:20~18:20	横浜	注意報		南区横浜商業高校
	- / - / · · · · · · · · · · · · · · · ·	13:20~18:20	川崎			麻生区弘法松公園
		12:20~16:20	横須賀		0. 152	横須賀市久里浜行政センター
		13:20~16:20	西湘			南足柄氏生駒
3	6月3日(火)	16:20~17:20	相模原	注意報		相模原市津久井
4	7月8日(火)	14:20~15:20	湘南	注意報		平塚市花水小学校
5	7月15日(火)	15:20~16:20	相模原	注意報		相模原市津久井
		13:20~16:30	川崎		0. 142	麻生区弘法松公園
6	7月23日(水)	14:20~16:30	相模原	注意報	0. 123	相模原市橋本
		14:20~17:10	横浜		0. 133	都築区総合庁舎
		14:20~19:00	横浜		0. 141	緑区三保小学校
		14:20~19:00	川崎		0. 147	高津区生活文化会館
7	7月24日(木)	15:20~19:00	西湘	注意報	0.140	小田原市役所
		13:20~19:20	相模原			相模原市津久井
		14:20~18:20	県央			伊勢原市役所
		14:20~19:20	横浜			金沢区長浜
		15:20~19:20	湘南			平塚市旭小学校
8	7月25日(金)	15:20~19:20	県央	注意報		伊勢原市役所
	17170日(亚)	14:20~18:20	横須賀	1十八字 北		横須賀市追浜行政センター
		$15:20\sim17:40$	相模原			相模原市津久井
		15:20~16:30	川崎			麻生区弘法松公園
9	8月2日 (土)	13:20~15:20	川崎	注意報	0. 127	麻生区弘法松公園

注意報は、オキシダント濃度が 0. 1 2 ppm以上になったときに発令されます。 下線(太字)は、茅ヶ崎市が含まれる発令地域に緊急時措置が発令されたことを示します。



#### (5) 光化学被害の経年変化

	年度	1 5	1 6	1 7	18	1 9	2 0	2 1	2 2	23	2 4
	発令日数	6	16	7	14	20	11	4	10	5	5
神奈川県	被害の発生日数	2	3	2	5	3	2	2	2	1	0
	被害の届出者数	17	4	276	199	4	14	5	26	1	0
	発令日数	2	5	3	12	7	5	2	7	4	0
茅ヶ崎市	被害の発生日数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	被害の届出者数	0	0	0	0	0	0	0	<b>*</b> 5	0	0
	年度	2 5	26								
	発令日数	16	9								
神奈川県	被害の発生日数	3	0								
	被害の届出者数	75	0								
	発令日数	10	3								
茅ヶ崎市	被害の発生日数	0	0								
	被害の届出者数	0	0								

\*茅ヶ崎市内における被害の届出者数は神奈川県の届出者数にも含まれます。

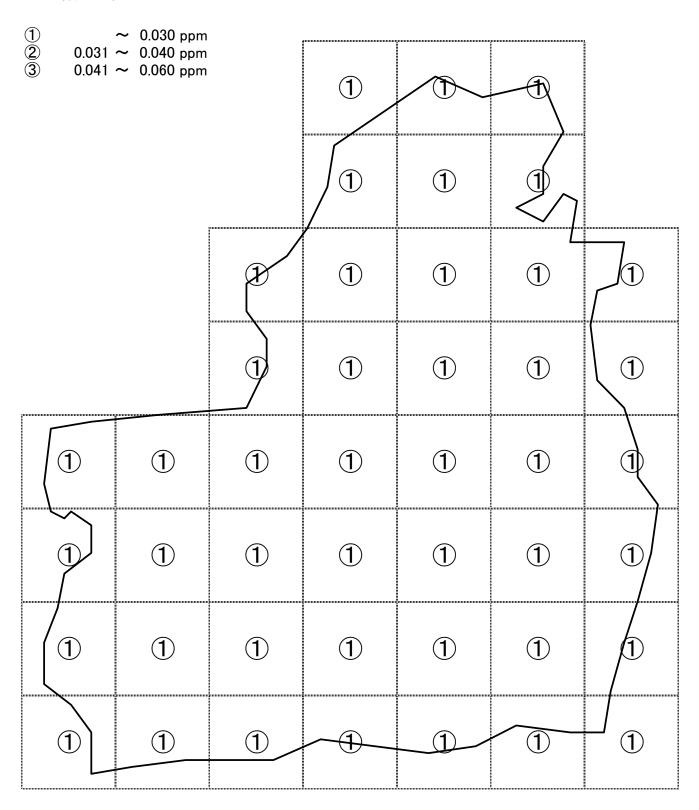


緊急時措置等発令地域

地域	市町村	地域	市町村	地域	市町村
横浜 川崎 相模原 横須賀 三浦	横浜市 川崎市 相模原市 横須賀市 三浦市		小田原市 南足柄市 中井町		秦野市 厚木市
湘 南 (5市4 町)	平鎌藤 茅 逗葉 寒 大 二 市 市 市 市 市 市 市 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	西 湘 (2市8町)	中大松山開 箱真河町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	県 央 (7市1町 1村)	大 伊

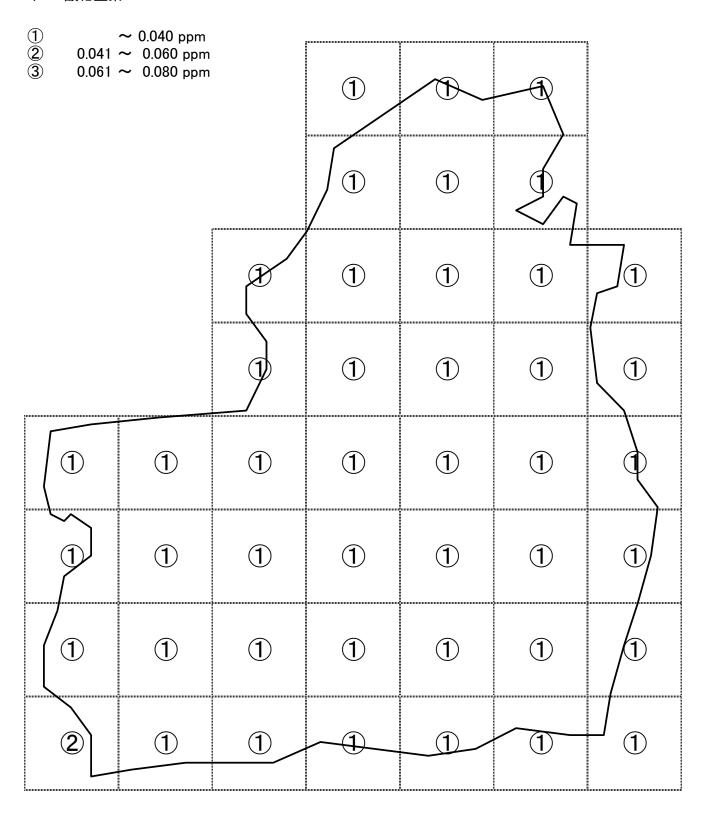
## (6)窒素酸化物測定結果分布(平成26年度)

#### ア 二酸化窒素



## (7)窒素酸化物測定結果分布(平成26年度)

#### イ 一酸化窒素



#### ウ 134号線沿線二酸化窒素濃度調査結果 (夏期)

夏期) (単位: ppm)

(500)111											\ I	1 <u></u> . P	P 111/	
年度別	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
周辺	0.021	0.016	0.036	0.007	0.009	0.009	0.009	0.022	0.019	0.012	0.015	0.034	0.004	0.006
沿線南側	0.023	0.026	0.045	0.006	0.008	0.009	0.021	0.026	0.022	0.009	0.014	0.043	0.003	0.005
沿線北側	0.031	0.019	0.036	0.009	0.010	0.015	0.009	0.027	0.023	0.014	0.022	0.031	0.009	0.009

(冬季)

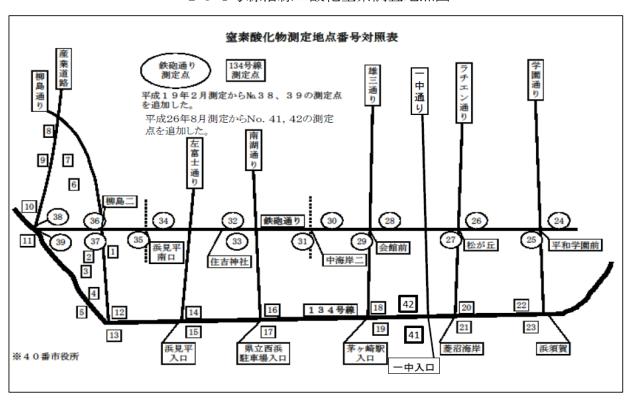
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
周辺	0.032	0.045	0.019	0.027	0.027	0.032	0.013	0.026	0.035	0.037	0.028	0.011	0.029	0.035
沿線南側	0.036	0.057	0.017	0.034	0.034	0.040	0.018	0.028	0.042	0.042	0.035	0.008	0.032	0.037
沿線北側	0.031	0.041	0.024	0.027	0.027	0.035	0.012	0.030	0.037	0.035	0.031	0.015	0.028	0.033

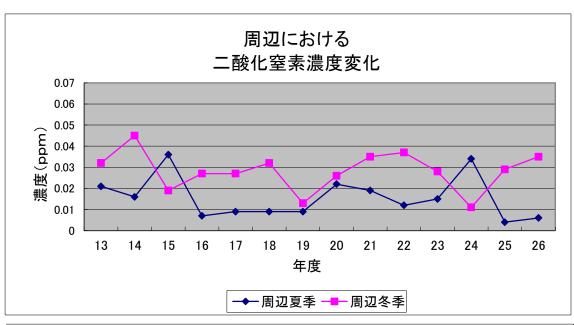
注)周辺とは下図の1から9までの調査地点。

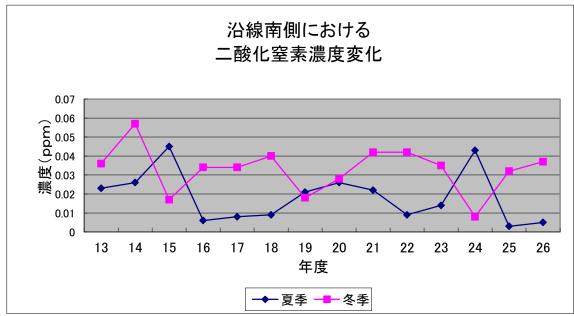
沿線南側とは10から23までの奇数番号地点及び41。 沿線北側とは10から23までの偶数番号地点及び42。

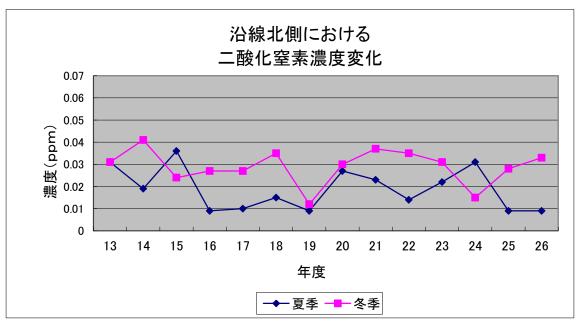
測定方法は、PTIO法の24時間測定である。

#### 134号線沿線二酸化窒素調查地点図









#### (8) ダイオキシン類濃度測定結果

ア) 一般環境大気中ダイオキシン類濃度

(単位	:	p	g	-	TEQ	/m	3)	
\ <del></del>	•		$\sim$		1 1 0	/ 111	. • /	

測定地点	平成26年 8/21~28	平成27年 1/22~29	年平均値	大気環境 基準
小和田公民館	0.014	0. 025	0.020	0.6

イ) 一般環境土壌中ダイオキシン類濃度(単位:pg-TEQ/g)

測定地点	平成26年 8/22	土壤環境 基準
平和町公園	4.8	1,000

ウ) 一般環境河川水質中ダイオキシン類濃度(単位:pg-TEQ/L)

		,
調査地点	年 平 均 値	水質環境基準
小出川 (下町屋橋)	0. 15	
千ノ川 (古相模橋)	0. 21	1.0
駒寄川(北陵橋)	0. 18	

ダイオキシン類:本調査では、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDFs)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB)をまとめてダイオキシン類と称している。

#### (9) 有害大気汚染物質濃度測定結果

(単位: μg/m3 但し※の物質はng/m3)

(環境基準値等の※は指針値)

	小和田	公民館		環境基準	
調査項目	平成26年	平成27年	年平均值	環境基準 値等	
	8/21~22	1/22~23		旧力	
ベンゼン	0.46	1.5	0.98	3	
トリクロロエチレン	(0.040)	0.87	0.46	200	
テトラクロロエチレン	0.16	0.16	0.16	200	
ジクロロメタン	0.69	1.8	1.2	150	
アクリロニトリル	(0.032)	(0.024)	0.028	<b>※</b> 2	
塩化ビニルモノマー	<0.023	(0.020)	0.022	<b>※</b> 10	
クロロホルム	0. 19	0.17	0.18	<b>※</b> 18	
1,2-ジクロロエタン	0.076	0.12	0.098	<b>※</b> 1. 6	
ベリリウム及びその化合物	0.013	<0.0026	0.0078	設定なし	
マンガン及びその化合物	7.4	16	12	<b>※</b> 140	
クロム及びその化合物	2.2	5.8	4.0	設定なし	

- ・くとは検出下限未満であることを示す。
- ・括弧付きの値は検出下限値以上かつ、定量下限未満であることを示す。
- ・検出下限未満の値の年平均値算出にあたっては、検出下限の1/2とした。
- ※「有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」(指針値) を評価指標とした。

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

#### (10)一般環境大気及び土壌中ダイオキシン類経年測定結果一覧

ア) 一般環境大気	(10)一般環境大気及び工壌中タイオキシン類栓牛測足結果一覧 ア)一般環境大気											(単位:pg-TEQ/m3)					
調査地点	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	環境基準 値
松林公民館	_	0.13	0.32	0.12	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
芹沢スポーツ広場	0.19	0.15	ı	Ī	1	ı	Ī	ı	ı	1	1	I	ı	ı	ı	-	
鶴嶺公民館	0.22	0.12	0.29	0.16	_	1		_	_	_	_	_	-	-	0.026	-	
海岸青少年会館	0.21	0.10		0.13	0.066	0.049	0.063	_	_		_	0.023				_	
小和田公民館	0.17	0.11	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.014	_	0.020	
茅ヶ崎市役所	0.22	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
福祉会館	_	_	0.24	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
小出支所	_	_	0.29	0.13	0.080	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.6
つつじ学園	_	_	0.26	0.11	_		_	_	_		_		_	_	_		
小和田地区コミュニティセンター	_	_	_	_	_	0.059	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
鶴嶺東コミュニティーセンター	_	_	_	_	_	_	0.097	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
民俗資料館(旧和田家)	_	_	_	-	_	-	-	0.052	_	_	_	-	0.019	-	-	_	]
コミュニティセンター湘南	_	_	-	_	_	1		_	0.039	_	_	_		-	-	-	]
萩園いこいの里	_	_		_	_	-		_	_	0.038	_	_				_	]
小和田地区コミュニティセンター	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0.037	_	_	_	_	_	

イ) 一般環境土壌															(単位:	рg-TI	
調査地点	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	環境基準 値
室田第2公園	_	1. 1	2. 9	_	_					_	_	_		_	_	_	
芹沢スポーツ広場	76	66		1	1	_	-	_	_	1	1	-	-	-	-	_	
萩園第3公園	7.2	0.68	4.6	1	1	_	-	_	_	1	1	-	-	-	-	_	
茅ヶ崎公園	14	0.68	_	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_	-	-	_	
小和田公民館	12	5. 2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
中央公園	21	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
福祉会館	_	_	14	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
小出青少年広場	_	_	4.3	_		1	-	-	-	_	_	-		-	-	_	
松が丘第2公園	_	_	1.2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
萩園第2公園	_	_	_	35	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
南湖第一公園	_	_	_	4.0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
清水公園	_	_	_	13	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
富士見町公園	_	_	_	0.079	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
赤羽根青少年広場	_	_	_	2.9	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1,000
高田第一公園	_	_	_	_	4.5	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1,000
西羽根沢公園	_	_	_	_	2.5	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
円蔵第2青少年広場	_	_	_	_	_	0.77	-	-	-	_	_	-	-	_	-	_	
浜之郷公園	_				_	4.5	_	_	_		_	_		_	_	_	
香川第2公園	_	_	_			_	11				_	_	_	_	_	_	
津戸田公園	_	_	_	_	_		2.9	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
共恵第一公園				_	_			8.4		_				_		_	
西久保広町公園									2. 6	_							
萩園下河原公園										2. 5	- 4.0			_			
赤松公園 中海岸第二公園		_		_					_	_	4. 3	3, 0		_			
<u>中海戸第二公園</u> 下寺尾東方公園											_	3.0	10	_		_	1
松浪公園		_	_	_						_			10	3.1			1
さくら公園														J. 1	4.7	_	1
平和町公園	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	4.8	1



#### (11) 市内一般環境大気中有害大気汚染物質経年測定結果一覧

測定年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	茅ヶ崎市役所 芹沢は一9広場 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 小和田浜公園	松林公民館 芹沢球 - 7広場 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 小和田公民館	松林公民館 小出支所 鶴嶺公民館 福祉会館 つつじ学園	松林公民館 小出支所 鶴嶺公民館 海岸青少年会館 つつじ学園	海岸青少年会館	海岸青少年会館
	芹沢スポーツ広場	芹沢スポーツ広場	小出支所	小出支所	海岸青少年会館 小出支所	海岸青少年会館 小和田地区
測定地点	鶴嶺公民館	鶴嶺公民館	鶴嶺公民館	鶴嶺公民館		コミュニティーセンター
	海岸青少年会館	海岸青少年会館	福祉会館	海岸青少年会館		
	小和田浜公園	小和田公民館	つつじ学園	つつじ学園		
① アクリロニトリル	_		_	_	0.064	<0.1
② アセトアルデヒド	_				2. 4	2.9
③ 塩化ビニルモノマー	_	_	_	0.096	0.034	<0.1
④ クロロホルム	_	_	_		0. 18	0. 26
<ul><li>⑤酸化エチレン</li></ul>	_		_			0.022
⑥ 1, 2 - ジクロロエタン			_		0.095	<0.04
⑦ ジクロロメタン	_	2. 2	_	_	2. 5	1.7
⑧ テトラクロロエチレン	0.67	_	_		0.47	0. 25
⑨ トリクロロエチレン	1. 67	_	_	_	0. 92	0. 75
⑩ 1, 3 - ブタジエン	_	_	0.46	_	0. 21	0.10
⑪ ベンゼン	3. 4	2. 1	2.8	2.4	1. 9	0.94
① ベンゾ [a] ピレン	_	_	_	_	0. 22	<0.1
③ ホルムアルデヒド	_	_	4. 3	_	2. 6	1.4
4 水銀及びその化合物	_	3	_	_	_	_
□ ニッケル化合物	_	_	_	6. 6	_	
16 ヒ素及びその化合物	_	_	_	_	1. 2	_
⑪ ベリリウム及びその化合物	_	_	_	_	0. 023	_
18 マンガン及びその化合物	_	_	_	_	_	28
19 クロム及びその化合物	_	_	<del>-</del>	_	_	18

測定年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
測定地点	海岸青少年会館 鶴嶺東 コミュニティーセンター	民俗資料館 (旧和田家)	コミュニティセンター 湘南	茅ヶ崎市 老人憩いの家 萩園いこいの里	小和田地区 コミュニティーセンター	海岸青少年会館
① アクリロニトリル	0.063	_	_	0.037	0. 020	0.036
② アセトアルデヒド	4.4	2. 7	2. 5	_	_	4.2
③ 塩化ビニルモノマー	0.017	_	0.013	0.14	0. 023	_
④ クロロホルム	0.10	0.11	0.13	0.086	0.17	0.13
⑤ 酸化エチレン	_	_	_	_		0.066
⑥ 1, 2 - ジクロロエタン	0.079	_	0.056	0.056	0.098	0.11
⑦ ジクロロメタン	2. 9	_	3.8	2. 2	1. 3	_
8 テトラクロロエチレン	0. 28	_	0.15	0.34	0. 19	_
⑨ トリクロロエチレン	0. 59		0.43	0.54	0. 55	_
⑩ 1, 3 - ブタジエン	0.19	0. 27	0. 20	0.11	0.15	_
⑪ ベンゼン	1.4	1.8	1. 3	1. 3	1. 3	0.80
① ベンゾ [a] ピレン	_	_	_			0. 24
⑬ ホルムアルデヒド	4.8	_	_			_
④ 水銀及びその化合物	2. 2	_				_
⑤ ニッケル化合物	3. 9	2. 3				_
⑩ ヒ素及びその化合物	_	2.0	_	_	1. 4	0.83
⑪ ベリリウム及びその化合物	_	0.011	_	_	0.024	0.019
(18) マンガン及びその化合物	23	24		_	_	30
(19) クロム及びその化合物	4. 2	5. 4	_	_		4. 2

測定年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	大気環境
測定地点	民俗資料館 (旧和田家)	小和田公民館	鶴嶺公民館	小和田公民館	基準 ※指針値
① アクリロニトリル	0. 035	0.057	0. 035	0. 028	<b>※</b> 2
② アセトアルデヒド	3. 1	3. 0	_	_	設定なし
③ 塩化ビニルモノマー	0.020	0.037	0.040	0.022	<b>※</b> 10
④ クロロホルム	0.14	0.11	0.19	0.18	<b>※</b> 18
⑤ 酸化エチレン	0.067	0.067	_	_	設定なし
⑥ 1, 2 - ジクロロエタン	0. 13	0.061	0.079	0.098	<b>※</b> 1. 6
① ジクロロメタン	2. 2	1. 1	1. 9	1.2	150
⑧ テトラクロロエチレン	0. 27	0.14	0.32	0.16	200
⑨ トリクロロエチレン	0.43	0. 29	0.40	0.46	200
⑩ 1, 3 - ブタジエン	_	_	0. 13	_	<b>※</b> 2. 5
① ベンゼン	1.3	0.64	1.3	0.98	3
⑩ ベンゾ [a] ピレン	_	_	_	_	設定なし
③ ホルムアルデヒド	3. 2	3. 5	_	_	設定なし
→ 水銀及びその化合物	_	_	2. 3	_	<b>※</b> 40
⑤ ニッケル化合物	_	_	2. 0	_	<b>※</b> 25
⑩ ヒ素及びその化合物	_	_	_	_	<b>※</b> 6
⑰ ベリリウム及びその化合物	_	_	_	0.0078	設定なし
⑱ マンガン及びその化合物	_	_	_	12	<b>※</b> 140
① クロム及びその化合物	_	_	_	4.0	設定なし

注1) 単位:  $\mu$  g / m 3 ( $\mu$  g = 0.000001 g) ただし、⑫、⑭~⑬は n g / m 3 (n g = 0.000000001 g)である。注2) この一覧は各地点年 4 回 (23年度より年2回)の値を平均した上でさらに、全測定地点 (18年度より1地点)の平均値を表したものである。注3) - は当該年度測定していない項目である。

## 2 水 質 汚 濁

工場・事業場からの排水や家庭からの生活排水などによる河川や海域の水質 汚濁は、下水道の普及などにより長期的な改善の傾向があるものの、環境基準 値未達成の項目も確認されています。 茅ヶ崎市では、河川・海域・地下水について、次の調査を行い監視をしてい

ます。

- ○水質汚濁防止法に基づく水質調査 河川 (小出川)・海域 (茅ヶ崎沖)
- ○市の計画による水質調査 千ノ川・小出川・駒寄川
- ○海水浴場水質調査 サザンビーチちがさき海水浴場
- ○地下水水質調査 定点・メッシュ・継続監視調査等



#### 河川等水質調査地点



- 【小出川】 藤沢市北部の谷戸に源を発し、本市北部の芹沢に入り、田園地帯を流れて千 ノ川に合流し、その後相模川河口で相模川と合流する総延長12.7kmの河川で ある。定点調査では最上流の大黒橋から下流の宮の下橋まで5地点、測定計 画に基づく調査でも宮の下橋で測定している。
- 【千ノ川】 かつては、藤沢市羽鳥付近に源を発していたが、現在は明確な源流はない。 国道1号線に平行して西に向い約6.2km流下して小出川に合流している。定 点調査では本村の上ノ田橋から小出川合流前の古相模橋まで3地点を測定し ている。
- 【駒寄川】 本市北部の谷戸に源を発し、北部の堤、下寺尾の田園地帯を約3.6km流下して小出川に合流している。定点調査では小出川合流直前の中通橋で測定している。

#### 2 水質汚濁

#### (1) 河川・海域 (水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定)

ア 平成26年度 河川水質測定結果

	7 平成26年度 河川水質測	水域(支川)		相模川(小出	네)						
区		類型		河川 (B)			環境基準				
分		測定地点		宮の下橋							
	測定項目(単位)	測定値	平均値	最小値	最大値	m/n					
	рН		7. 7	7. 6	7. 9	0/12	6.5以上8.5以下				
	BOD	(mg/L)	4.1 (75%値:5.2)	1.4	5. 9	10/12	3以下				
生	COD	(mg/L)	5.8 (75%値:6.2)	4. 5	7. 6	*/12	_				
活	SS	(mg/L)	19	5	41	3/12	25以下				
環境	DO	(mg/L)	6.3	4. 5	7.8	1/12	5以上				
項	大腸菌群数	(MPN/100ml)	11, 000	2, 300	23, 000	8/12	5000以下				
目	n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	*/2	_				
	全窒素	(mg/L)	4. 4	2. 5	6. 2	*/12	_				
	全燐	(mg/L)	0. 26	0. 19	0.38	*/12	_				
	全亜鉛	(mg/L)	0.015	0.007	0. 035	*/12	_				
	ノニルフェノール	(mg/L)	0. 00022	0. 00018	0.00025	*/2	_				
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/12	0.003以下				
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと				
	鉛	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下				
	六価クロム	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/12	0.05以下				
	砒素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/12	0.01以下				
	総水銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	0.0005以下				
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下				
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/12	0.002以下				
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.004以下				
	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	0.1以下				
	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	0.04以下				
健	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/12	1以下				
康項	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下				
目	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/12	0.03以下				
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0005 <0.0002	<0.0005 <0.0002	<0.0005 <0.0002	0/12	0.01以下 0.002以下				
	チウラム	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下				
	シマジン	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下				
	チオベンカルブ	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下				
	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	0.01以下				
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	0/2	0.01以下				
	ふっ素	(mg/L)	0.09	<0.08	0.11	0/6	0.8以下				
	ほう素	(mg/L)	0.05	0.03	0.08	0/6	1以下				
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0. 19	0.11	0.30	*/12	-				
	硝酸性窒素	(mg/L)	1. 9	0. 9	3. 2	*/12	_				
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	2. 1	1. 0	3. 3	0/12	10以下				
	フェノール類	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6	(0.5以下)				
特	銅	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/6	(0.3以下)				
殊	溶解性鉄	(mg/L)	0. 25	0. 17	0. 42	0/6	(1以下)				
項目	溶解性マンガン	(mg/L)	0.10	0. 02	0. 20	0/6	(1以下)				
	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	_				
そ	アンモニア性窒素	(mg/L)	0.8	0. 15	1.7	*/12	_				
o	<b>燐酸態燐</b>	(mg/L)	0.20	0. 14	0. 28	*/12	_				
他	電気伝導率	(mS/m)	56	30	110	*/12	_				
の項	塩化物イオン	(mg/L)	83	17	270	*/12	_				
目	陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	*/6	_				
観	透視度	( cm )	49.8	32. 0	88. 0	*/12	_				
観測	気温	(℃)	17. 4	5. 4	27. 0	*/12	_				
項	水温	(℃)	17. 2	9. 0	24. 9	*/12	_				
目	流量	(m <sup>3</sup> /s)	1. 38	0. 55	2. 88	*/12	_				
		(H / U)	ファッタ (日本日本) コートラ		ひわはった明立						

- (注) 1 pHからDOの平均値(最小値・最大値)及び観測項目については、日間平均値の年間平均値(最小値・最大値)。
  - 2 m/n : 基準値等を超えた検体数/調査検体数 (m:\*は判定基準なし)。
  - 3 75%値:日間平均値の年間全データ(n件)を小さいものから順に並べたときの $0.75 \times n$ 番目のデータ値。
  - 4 特殊項目の判定値(環境基準の欄)は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10とした。
  - 5 類型 (B) は類型指定されていないため、流入先本川(相模川下流)の類型を示す。

	1 中风 2 0 中及 一	水域		相模湾(2	2)		
区		類型		海域。			環境基準
分		測定地点	茅ヶ崎沖(結		"経度E139°23'	49")	(判定値)
, •	測定項目(単位)	測定値	平均値	最小値	最大値	m/n	(14) = 11=7
	рН	MACIE	8. 2	8. 1	8.3	0/12	7.8以上8.3以下
	COD	(mg/L)	1. 3	0. 6	2. 1	2/12	2以下
生			(75%値:1.7)				
活環	D O	(mg/L)	8. 4	7. 2	10.6	1/12	7.5以上
境	大腸菌群数	(MPN/100m1)	3. 5	<2 	13	0/12	1000以下
項	n ーヘキサン抽出物質	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/12	検出されないこと
目	全窒素 全燐	(mg/L)	0. 29	0. 15	0.40	*/12	
	全亜鉛	(mg/L)	0. 028 0. 001	0. 015 <0. 001	0. 056 0. 003	*/12 */12	_
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003				0.0021717
		(mg/L)		<0.0003	<0. 0003	0/6	0.003以下
	全シアン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/6	検出されないこと
	<b></b>	(mg/L)	<0.005 <0.02	<0.005	<0.005 <0.02		0.01以下
	六価クロム	(mg/L)		<0.02		0/6	0.05以下
	<b>砒素</b>	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	0/6	0.01以下 0.0005以下
	総水銀 PCB	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/6	
	ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	0/2	検出されないこと
		(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	0.02以下
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下
	1, 2-ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	0.004以下
健	1, 1-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	0.1以下
康	シス-1, 2-ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	0/2	0.04以下
項	1, 1, 1-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	1以下
目	1, 1, 2-トリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	0/4	0.03以下
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/4	0.01以下
	1, 3-ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	0.002以下 0.006以下
	チウラム シマジン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	0.006以下
	ンマンン チオベンカルブ	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	0.003以下
	ベンゼン	(mg/L)	<0.002 <0.001	<0.002	<0.002 <0.001	0/2 $0/2$	0.02以下
	セレン	(mg/L)	<0.001	<0.001 <0.002	<0.001	0/2	0.01以下
	亜硝酸性窒素	(mg/L)					0.01以下 一
		(mg/L)	<0.05	<0.05	<0.05 0.25	*/12 */12	_
	硝酸性窒素 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	0. 15 0. 20	0.06	0. 20	0/12	10以下
	何 放 任 至 系 及 び 亜 何 敢 任 至 系 フェノール 類	(mg/L)				0/12	
		(mg/L)	<0.005 <0.01	<0.005 <0.01	<0.005 <0.01	0/2	(0.5以下) (0.3以下)
特础	溶解性鉄	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	0/2	(1以下)
殊項	溶解性マンガン	(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	0/2	(1以下)
目	答用性マンカン EPN	(mg/L)	<0.006	<0.01	<0.006	0/2	(0.006以下)
	ニッケル	(mg/L)	<0.008	<0.008	<0.008	*/2	(0.000EX 1°)
そ	ーツクル アンモニア性窒素	(mg/L)	0.05	<0.04	0.09	*/12	_
ての	グンモー/ 住室系 燐酸態燐	(mg/L)	0.03	0.011	0.038	*/12	_
他	塩分	( % )	33. 98	30. 6	35. 56	*/12	_
の項	塩刀 陰イオン界面活性剤	(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	*/6	_
月目	クロロフィル a	(μg/L)	3. 6	<0.05	14. 0	*/12	_
観	<u>クロロクイ/ド a</u> 透明度	(μg/L)	4. 7	2. 2	11.0	*/12	_
測	気温	(℃)	18. 9	6. 2	30. 9	*/12	_
項日	水温	(°C)	18. 7	12. 9	25. 4	*/12	_
П	/JN 1.IIIL	( )	10.1	14. J	40.4	"/ 14	

- (注) 1 m/n : 基準値等を超えた検体数/調査検体数 (m:\*は判定基準なし)。
  - 2 75%値:日間平均値の年間全データ(n件)を小さいものから順に並べたときの0.75×n番目のデータ値。
  - 3 特殊項目の判定値(環境基準の欄)は排水基準を定める総理府令に定める値の1/10とした。
  - 4 EPNの判定値(環境基準の欄)は環境庁の定めた要監視項目指針値を用いた。

# (2) 河川 (市計画による測定)

ア 平成26年度 千ノ川水質調査結果

	地点名		上ノ田橋		梅田橋		古相模橋	環境基準
項		平均値	最小値 ~ 最大値	平均値	最小値 ~ 最大値	平均値	最小値 ~ 最大値	<b>垛</b> 児 左 中
観測	水 温(℃)	17. 3	12. 2 $\sim$ 22. 3	17.3	11.6 ~ 22.9	16. 4	9.4 ~ 23.4	_
項目	透視度(cm)	>50	>50 ~>50	>50	>50 ~>50	34	13 ~>50	_
生	р Н	7. 5	6.9 ~ 8.5	7. 2	6.9 $\sim$ 7.4	7. 1	6.6 $\sim$ 7.4	6.5~8.5
活	BOD (mg/l)	3. 7	$2.0 \sim 6.1$	3. 4	1.1 ~ 5.8	2.6	1.6 ~ 3.8	3以下
環	COD (mg/l)	5. 0	$3.8 \sim 6.4$	4. 1	$3.4 \sim 5.4$	4. 4	$2.8 \sim 6.0$	_
境	S S (mg/1)	4	2 ~ 9	8	6 ~ 14	13	4 ∼ 27	25以下
	D O (mg/1)	7. 1	6.1 ~ 9.8	7. 2	6.1 ~ 8.9	6.6	5.3 $\sim$ 8.1	5以上
項	全リン (mg/l)	0.21	$0.15 \sim 0.30$	0. 14	$0.07 \sim 0.21$	0. 21	$0.14 \sim 0.31$	_
目	全窒素 (mg/l)	2.8	$2.0 \sim 3.4$	2. 3	1.2 $\sim$ 3.5	1.8	$0.7 \sim 2.5$	_

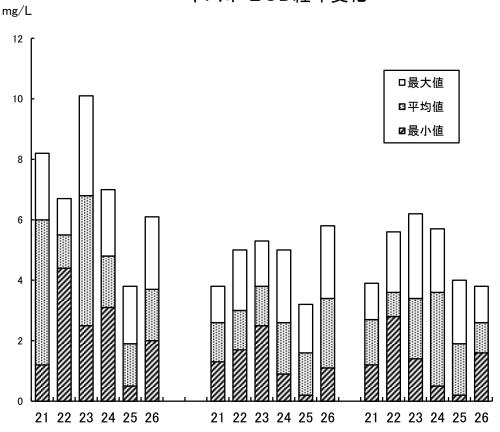
# イ 平成26年度 小出川水質調査結果

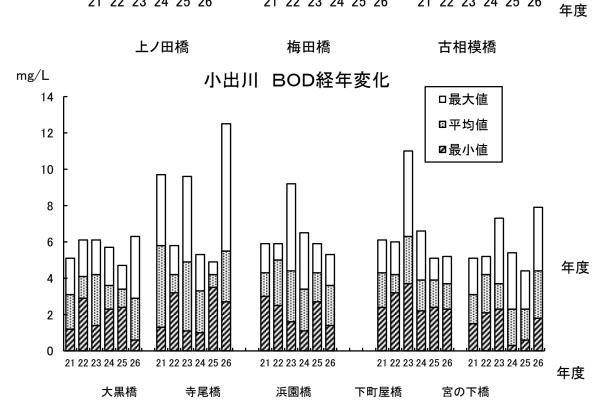
		地点名		大黒橋		寺尾橋		浜園橋	環境基準
項	目		平均值	最小値 ~ 最大値	平均値	最小値 ~ 最大値	平均値	最小値 ~ 最大値	<b>界児</b> 基
観測	水温	(℃)	17. 0	11. 2 $\sim$ 23. 7	17.3	9.4 $\sim$ 24.7	15. 9	8.4 ~23.7	_
項目	透視度	(cm)	>50	>50 ~>50	35	10 ∼>50	35	$20 \sim > 50$	_
	р Н		7. 1	6.7 $\sim$ 7.5	7. 2	6.9 $\sim$ 7.4	7. 1	6.8 $\sim$ 7.4	6. 5∼8. 5
生	вор	(mg/1)	2. 9	$0.6 \sim 6.3$	5. 5	$2.7 \sim 12.5$	3. 6	1.4 $\sim$ 5.3	3以下
活	COD	(mg/1)	3. 9	2.8 $\sim$ 4.8	7. 6	4.0 ∼17.5	6. 4	3.3 ~10.9	_
環境	s s	(mg/1)	4	1 ~18	20	5 ∼34	23	11 ~48	25以下
項目	D O	(mg/1)	8. 2	7.6 $\sim$ 9.4	7. 5	6.8 $\sim$ 9.0	6. 7	6.0 ~8.3	5以上
"	全リン	(mg/1)	0. 13	$0.05 \sim 0.26$	0. 56	$0.17 \sim 1.67$	0.40	$0.23 \sim 0.77$	_
	全窒素	(mg/1)	5. 6	3.9 ~ 6.6	7. 0	2.8 ∼12.8	5. 4	1.0 ~ 9.5	_

	地点名		下町屋橋		宮の下橋	環境基準
項		平均值	最小値 ~ 最大値	平均值	最小値 ~ 最大値	<b>垛児左毕</b>
観測	水 温 (℃)	15. 9	8.2 ~23.8	16.0	8.1 ~23.8	_
項目	透視度(cm)	34	19 ~>50	39	28 ~>50	_
	р Н	7. 2	6.8 $\sim$ 7.3	7. 1	6.8 $\sim$ 7.3	6.5~8.5
生	BOD (mg/1)	3. 7	$2.3 \sim 5.2$	4. 4	1.8 $\sim$ 7.9	3以下
活	COD (mg/1)	6. 9	4.6 ∼9.3	5. 7	3.5 $\sim$ 7.5	_
環境	S S (mg/1)	18	11 ∼32	12	10 ∼14	25以下
項目	D O (mg/1)	6. 9	6.0 $\sim$ 8.2	6. 9	6.2 $\sim$ 8.4	5以上
	全リン (mg/1)	0.36	$0.17 \sim 0.77$	0. 28	$0.20 \sim 0.47$	_
	全窒素 (mg/1)	5. 9	1.9 ~ 9.6	4. 2	1.1 $\sim$ 6.6	_

- (注) 1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均。 2 「環境基準」は河川B類型の値を参考として掲載。

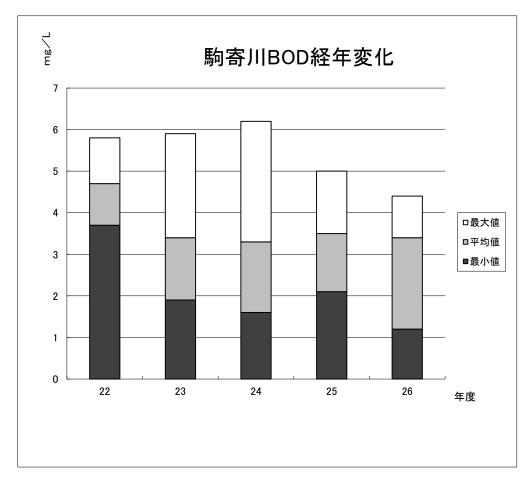
# 千ノ川 BOD経年変化





ウ 平成26年度 駒寄川水質調査結果

	地点名		中通橋	環境基準
項	1	平均値	最小値 ~ 最大値	<b>界児</b> 基毕
観測	水 温(℃)	17. 3	9.5 ~ 24.8	_
項 目	透視度(cm)	>50	>50 ~>50	_
生	р Н	7. 1	6.8 $\sim$ 7.4	6.5~8.5
活	BOD (mg/l)	3. 4	1.2 ~ 4.4	3以下
環	COD (mg/1)	4. 7	3.8 $\sim$ 6.3	
境	S S (mg/1)	6	3 ∼16	25以下
	D O (mg/1)	7. 9	6.9 ~ 9.1	5以上
項	全リン (mg/l)	0. 19	0.11 $\sim$ 0.24	_
目	全窒素(mg/l)	3. 5	1.4 $\sim$ 5.6	_



(注) 1 「平均値」は調査期間内の各測定値の単純平均 2 「環境基準」は、河川 B 類型の値を参考として掲載。

# (3)海水浴場

# 平成26年度 海水浴場水質調査結果

調査海水浴場:サザンビーチちがさき海水浴場

調査項目		評価項目								
調査時期	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	判定	O - 1 5 7				
5月 (海水浴場開設前)	不検出	なし	0.8mg/L	1 m以上	水質AA	不検出				
7月 (海水浴場開設中)	不検出	なし	2.0mg/L	1 m以上	水質AA	不検出				

# 水浴場水質判定基準

判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
- (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」、あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
  - 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
  - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
  - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
  - ・これら以外のものを「水質C」とする。

Z	区 分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
	北所AA	不 検 出	油膜が	2mg/L以下	全 透
適	水質AA	(検出下限2個/100mL)	認められない	(湖沼は3mg/L以下)	(1m以上)
逥	水質A	100個/100mL以下	油膜が	2mg/L以下	全 透
	小貝 A	100個/100個以下	認められない	(湖沼は3mg/L以下)	(1m以上)
	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が	5mg/L以下	1m未満
可	小貝 D	400個/10000以	認められない		~50cm以上
ΗJ	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が	Om. or /1 1/1 To	1m未満
	小貝し	1000個/100回比以下	認められない	8mg/L以下	~50cm以上
	不適	1000個/100mLを	常時油膜が	8mg/L超	50cm未満 <b>※</b>
	(1)順	超えるもの	認められる	Oilig/ LÆ	500世个個次

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

透明度(※の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる

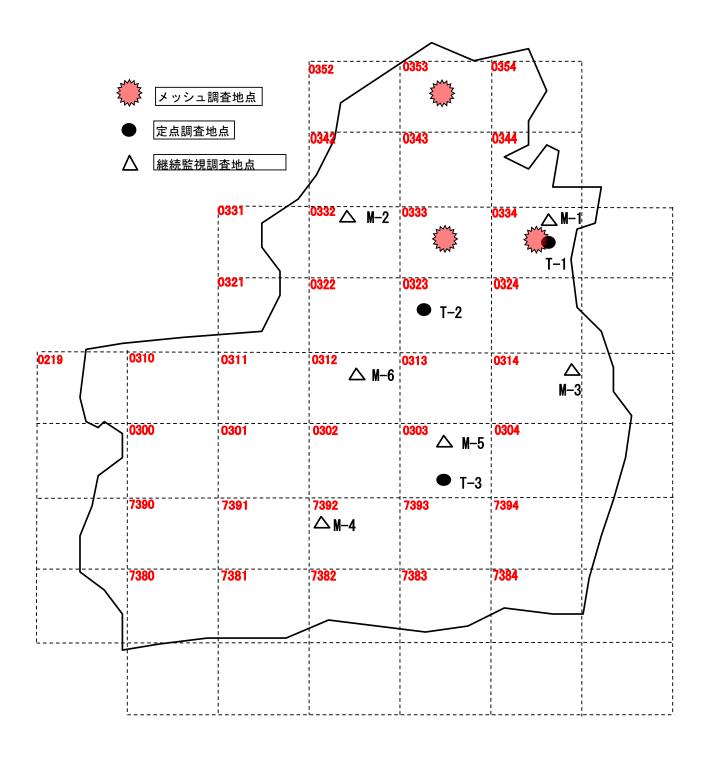
# (4) 地下水

ア 平成26年度 地下水水質測定結果 (水質汚濁防止法第16条の測定計画に基づく測定) 測定地点(地下水) 結果は次項のとおり

No.	調査種類	調査番号	測定地点	井戸の	諸元
INO.	加1111111111111111111111111111111111111		例足地点	浅・深井戸	用途
1	定点	T-1	堤	浅井戸	生活用水
2	定点	T-2	甘沼	深井戸	一般飲用
3	定点	T-3	本村	深井戸	生活用水
4	メッシュ	0333	堤	浅井戸	生活用水
5	メッシュ	0334	堤	浅井戸	生活用水
6	メッシュ	0353	芹沢	浅井戸	生活用水
7	継続監視調査	M-1	堤	浅井戸	生活用水
8	継続監視調査	M-2	下寺尾	浅井戸	生活用水
9	継続監視調査	M-3	赤羽根	浅井戸	生活用水
10	継続監視調査	M-4	十間坂	浅井戸	生活用水
11	継続監視調査	M-5	本村	浅井戸	生活用水
12	継続監視調査	M-6	円蔵	浅井戸	生活用水



# 測定地点(地下水)



# ア-1 平成26年度地下水水質常時監視調査結果(定点調査・継続監視調査)

単位(mg/L)

										里位	乙(mg/L)
		調査区分	概	況調査・定点調				継続監	視調査		
		番号	T - 1	T - 2	T - 3	M - 1	M - 2	M - 3	M - 4	M - 5	M - 6
		調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
		調査地区名	堤	甘沼	本村	堤	下寺尾	赤羽根	十間坂	本村	円蔵
	調査項目	深度区分	浅井戸	深井戸	深井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸
		用途区分	生活用水	一般飲用	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
		///-/		700070714				•			
		測定年月				4	成26年10月20	日			
		環境基準									
	カドミウム	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	_		_	_	_	_
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	_		_	_	_	_
	鉛	0.01以下	0.005	< 0.005	< 0.005	_		_	_	_	_
	六価クロム	0.05以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02			_	_	_	_
	砒素	0.01以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005			_	_	_	_
	総水銀	0.0005以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005					_	_
	РСВ	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	_		_	_	_	_
	ジクロロメタン	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002			_	_	_	_
	四塩化炭素	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	_		_	_	_	_
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002					_	_
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004		_	_	_	_	_
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01		_	_	< 0.01	< 0.01	_
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008	_	_	_	0.011	0.069	_
環	シス-1,2-ジクロロエチレン	-	< 0.004	< 0.004	< 0.004	_	_	_	0.007	0.0065	_
境	トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	< 0.004	< 0.004	< 0.004	_	_	_	< 0.004	< 0.004	_
基	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005		_	_	_	_	_
準	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	_	_	_	_	_	_
項	トリクロロエチレン	0.03以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	_	_	_	0.053	0.056	_
目	テトラクロロエチレン	0.01以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	_	_	_	_	_	_
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	_	_	_	_	_	_
	チウラム	0.006以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	_	_	_	_	_	_
	シマジン	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	_	_	_	_	_	_
	チオベンカルブ	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	_	_	_	_	_	_
	ベンゼン	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001		_	_	_	_	_
	セレン	0.01以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002	_	_	_	_	_	_
	硝酸性窒素	-	5. 9	2.0	< 0.05	12	12	10	_	_	14
	亜硝酸性窒素	-	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	_	_	<0.05
	硝酸性窒素及び	10以下	5. 9	2. 0	< 0.10	12	12	10	_		<u>14</u>
	亜硝酸性窒素			<b>4.</b> U	\ 0.10	12	14	10			14
	ふっ素	0.8以下	< 0.08	< 0.08	< 0.08	_		_	_	_	
	ほう素	1以下	< 0.02	< 0.02	0.02	_	_		_		
	1,4-ジオキサン	0.05以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005	_	_	_	_	_	
	電気伝導率(mS/m)	-	34	29	38	27	33	64	24	29	41
	TT	<b>※</b> 5.8~8.6	6. 5	7. 1	8. 1	6. 7	6. 5	6.4	7. 9	7. 9	6. 7
如几	pН	/•\0. 0 0. 0									
般質	p H 水温 (℃)	-	17. 5	18.0	19.0	18. 7	19.6	17.8	19.5	18.9	20.0
般項目			17.5 金属臭 無色	18.0 無臭 無色	19.0 硫黄臭 無色	18.7 無臭	19.6 無臭 無色	17.8 無臭 無色	19.5 無臭 無色	18.9 無臭	20.0 無臭

注 1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値。単位なし。 2 下線(太字)部分は、環境基準値の超過を示す。

# アー2 平成26年度地下水水質常時監視調査結果 (メッシュ調査)

単位(mg/L)

		調査区分	概》	兄調査・メッシュ調	
		番号	3 5 3	3 3 4	3 3 3
		調査機関名	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市
		調査地区名	芹沢	堤	堤
	調査項目	深度区分	浅井戸	浅井戸	浅井戸
		用途区分	生活用水	生活用水	生活用水
		測定年月	平成26年10月20日	平成26年10月20日	平成26年10月20日
		環境基準			
	カドミウム	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全シアン	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	鉛	0.01以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六価クロム	0.05以下	< 0.02	< 0.02	< 0.02
	砒素	0.01以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	総水銀	0.0005以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	РСВ	検出されないこと	不検出	不検出	不検出
	ジクロロメタン	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四塩化炭素	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	塩化ビニルモノマー	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	1, 2-ジクロロエタン	0.004以下	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	< 0.01	< 0.01	< 0.01
瑨	1, 2-ジクロロエチレン	0.04以下	< 0.008	< 0.008	< 0.008
環 境	シス-1,2-ジクロロエチレン	_	< 0.004	< 0.004	< 0.004
基	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	_	< 0.004	< 0.004	< 0.004
準	1, 1, 1-トリクロロエタン	1以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
項	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
目	トリクロロエチレン	0.03以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
Д	テトラクロロエチレン	0.01以下	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1, 3-ジクロロプロペン	0.002以下	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チウラム	0.006以下	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シマジン	0.003以下	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.02以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	ベンゼン	0.01以下	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セレン	0.01以下	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性窒素	-	5. 7	2.3	<0.05
	亜硝酸性窒素	-	<0.05	<0.05	<0.05
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	5. 7	2.3	< 0.10
	ふっ素	0.8以下	< 0.08	< 0.08	0.09
	ほう素	1以下	0.02	< 0.02	< 0.02
	1,4-ジオキサン	0.05以下	< 0.005	< 0.005	< 0.005
_	電気伝導率(mS/m)	-	34	20	24
般	pH	<b>※</b> 5. 8∼8. 6	6. 3	7.3	7. 3
項	水温 (℃)	-	18. 5	18. 2	17. 0
目	臭気	_	無臭	無臭	腐敗臭
1	外観	1	無色	無色	無色無色

注 1 pHについては水道法第4条に基づく水質基準値。単位なし。

<sup>2</sup> 下線(太字)部分は、環境基準値の超過を示す。

# 3 騒 音 • 振 動

騒音と振動は直接人の感覚を刺激し、日常生活に及ぼす影響が大きいため 自動車交通騒音・振動、一般環境騒音、航空機騒音の測定を行っています。

- 自動車交通騒音・振動
- 環境騒音
- 〇 航空機騒音



### (1) 平成26年度 自動車交通騒音測定結果 (面的評価)

測定項目		等信	西騒音レイ	ベル (d)	В)	時間の	交通量			面的評価			
	区間	道路	各端	背征	<b>发</b> 地	(台)	/時)		環境基	準達成率	(%)	昼夜とも	測定日
	延長	昼	夜	昼	夜	昼	夜	戸数	昼夜両方	昼のみ	夜のみ	に基準値	側足口
測定場所	(Km)	6~22時	22~6時	6~22時	22~6時	7~9時	22~0時		24時間	6~22時	22~6時	超過	
① 一般国道1号(新湘南B. P)								区間内	80. 9%	0.0%	3. 5%	15. 7%	
測定場所;今宿98-8付近	1.6	65	61	55	49			491 戸	397 戸	0 戸	17 戸	77 戸	平成26年
第一種住居地域	1. 0	00	01	99	49	1101	337	近接空間	73. 4%	0.0%	5. 1%	21. 5%	10月30日
区間;西久保117~今宿1323						1101	331	274 戸	201 戸	0 戸	14 戸	59 戸	~
環境基準		70	65	65	60			非近接空間	90. 3%	0.0%	1.4%	8.3%	10月31日
要請限度		75	70					217 戸	196 戸	0 戸	3 戸	18 戸	
② 一般国道1号(新湘南B. P)								区間内	85. 2%	0.0%	0.7%	14. 1%	
測定場所;中島1337-1付近	2. 1	64	60	52	50			135 戸	115 戸	0 戸	1戸	19 戸	平成26年
準工業地域	2. 1	04	60	32	90	603	176	近接空間	76. 7%	0.0%	0.0%	23. 3%	10月30日
区間;今宿1323~柳島1900						603	170	43 戸	33 戸	0 戸	0 戸	10 戸	~
環境基準		70	65	65	60			非近接空間	89. 1%	0.0%	1.1%	9.8%	10月31日
要請限度		75	70					92 戸	82 戸	0 戸	1戸	9 戸	
③ 一般国道1号(新湘南B. P)								区間内	76. 8%	6.6%	0. 2%	16. 4%	
測定場所;赤羽根528付近	3. 9	68	64	53	49			2018 戸	1549 戸	134 戸	4 戸	331 戸	平成26年
第一種住居地域	5. 5	00	04	55	43	1552	669	近接空間	97.8%	0.0%	0.0%	2. 2%	10月30日
区間;赤羽根2692~西久保1422						1992	009	869 戸	850 戸	0 戸	0 戸	19 戸	~
環境基準		70	65	65	60			非近接空間	60.8%	11. 7%	0.3%	27. 2%	10月31日
要請限度		75	70					1149 戸	699 戸	134 戸	4 戸	312 戸	
④ 一般国道1号(新湘南B. P)								区間内	88.5%	2.1%	0.0%	9.4%	
測定場所;西久保994付近	1. 0	64	60	49	46			330 戸	292 戸	7 戸	0 戸	31 戸	平成26年
第一種住居地域	1.0	04	00	43	40	1062	385	近接空間	77. 1%	3. 8%	0.0%	19. 1%	10月30日
区間;西久保1422~西久保117						1002	303	157 戸	121 戸	6 戸	0 戸	30 戸	~
環境基準		70	65	65	60			非近接空間	98.8%	0.6%	0.0%	0.6%	10月31日
要請限度		75	70					173 戸	171 戸	1戸	0戸	1戸	

道路端 ; 道路の敷地境界線上での測定値。

; 道路端から50mの範囲内で、道路に直接面していない2列目以降の住居等の位置する場所での測定値。 ; 道路端から50mの範囲内の住居の環境基準達成状況の評価。 背後地

面的評価 ;環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水 環境基準

質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

要請限度

区間内 ;区間内の道路端から50mの範囲内の住居。

近接空間 ;2 車線以下の道路は、道路端から15 mまでの範囲内の住居。

;2車線を超える道路は、道路端から20mまでの範囲内の住居。

非近接空間 ;2車線以下の道路は、道路端から15mを超え50mまでの範囲内の住居。 ;2車線を超える道路は、道路端から20mを超え50mまでの範囲内の住居。

-35-

# (2) 平成26年度 自動車交通騒音・振動測定結果 (道路端)

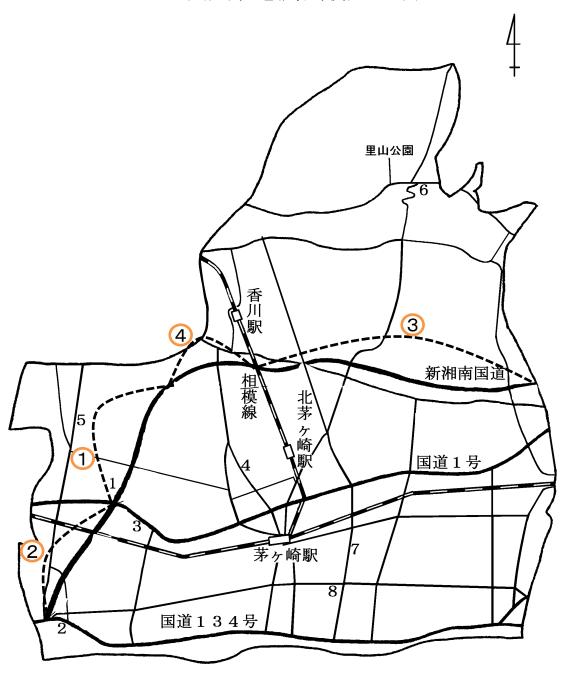
(dB)

		騒 音	f (等価縣	蚤音 レベル	: Lea)			振動	(L10)	(uD)		
ط. مایا کے اللہ	測定	結果		基準		限度		結果	要請	限度		
測定地点		夜		夜		夜	<b>昼</b>	夜	<u></u>	夜	用途地域	測定日
	6~22時	22時~6時	6~22時	22時~6時	6~22時	22時~6時	8~19時	19~8時	8~19時	19~8時		
1. 新湘南国道												11月19日
今宿市営住宅1号棟	58	54	65	60	<i>75</i>	70	31	27	65	60	第1種住居	から
今宿243-3												11月20日
2. 国道134号												10月30日
柳島記念館 ※1	<u>72</u>	<u>70</u>	70	65	<i>75</i>	70	44	42	65	60	調整	から
柳島1900												10月31日
3. 国道1号												11月4日
下町屋自治会館 ※1	<u>72</u>	<u>70</u>	70	65	<i>75</i>	70	44	41	65	60	第2種住居	から
下町屋1-6-198												11月5日
4. 県道45号												11月10日
茅ヶ崎市消防署 ※1	69	<u>66</u>	70	65	75	70	42	34	70	65	工業	から
矢畑1280-3												11月11日
5. 県道46号												11月18日
<b>※</b> 1	70	<u>67</u>	70	65	<i>75</i>	70	43	35	70	65	準工業	から
萩園1305-2												11月19日
6. 県道47号												11月6日
皆楽荘 ※1	70	<u>66</u>	70	65	<i>75</i>	70	45	38	65	60	調整	から
堤1928												11月7日
7. 市道東海岸寒川線												11月12日
	<u>67</u>	<u>64</u>	65	60	<i>75</i>	70	36	32	65	60	第1種住居	から
東海岸北5-1-33												11月13日
8. 市道柳島小和田線												12月9日
東海岸駐在所	<u>66</u>	<u>62</u>	65	60	75	70	37	35	65	60	第1種住居	から
東海岸南2-11-1					ハエ。ナ					女田 始 ) ゝ		12月10日

<sup>(</sup>注1)※1は、幹線交通を担う道路に近接する区域、空間。(2車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲。) (注2) 下線は環境基準超過。

-36-

# 自動車交通騒音等測定地点図



# (面的評価)

- ① 一般国道1号(新湘南B. P) ………今宿98-8付近付近
- ……中島1337-1付近 ② 一般国道1号(新湘南B. P)
- ③ 一般国道1号(新湘南B. P) ………赤羽根528付近
- .....西久保994付近 ④ 一般国道1号(新湘南B. P)

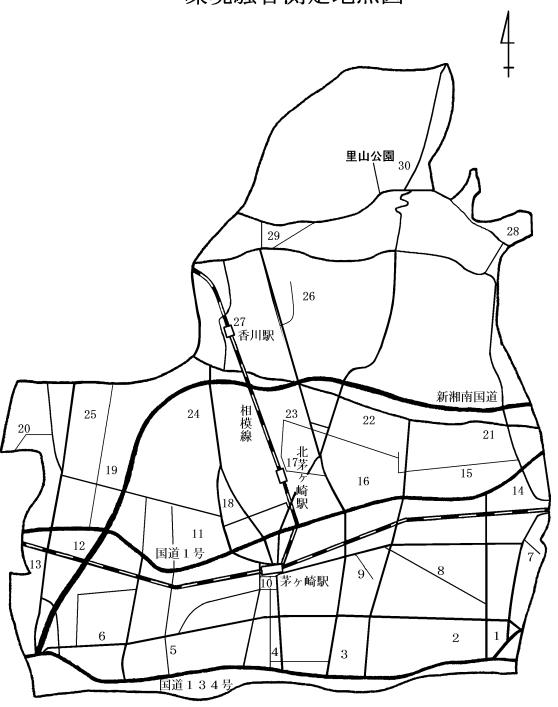
# (道路端)

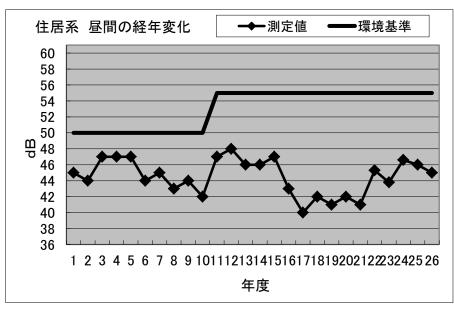
- 新湘南国道······市営今宿住宅1号棟(今宿243-3) 国道134号線·····柳島記念館(柳島1900)
- 国道1号線…………下町屋自治会館前(下町屋1-6-198) 3
- 県道45号線(丸子中山茅ヶ崎線)…茅ヶ崎市消防署前(矢畑1280-3)
- 6
- 7

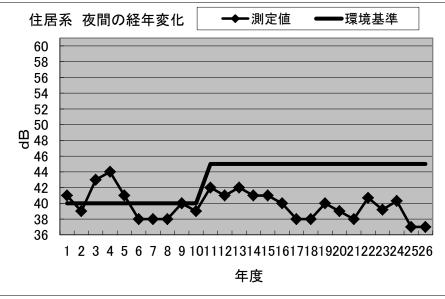
# (3) 平成26年度 環境騒音測定結果

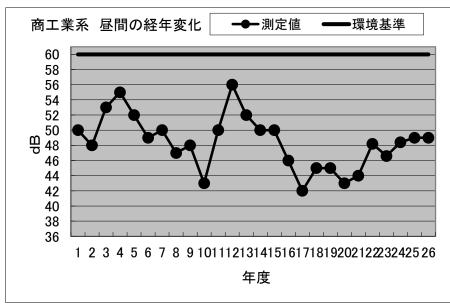
				学価騒音レイ		
Νο.	測定場所	用途地域	昼間 6	時~22時	夜間 2	2 時~ 6 時
			測定値	環境基準	測定値	環境基準
1	緑が浜7-57	第1種住居	40	55	38	45
2	浜須賀7-46	第1種低層住居専用	47	55	35	45
3	東海岸南5-3-47	第1種低層住居専用	40	55	36	45
4	東海岸南1-15-24	第1種低層住居専用	40	55	37	45
5	南湖4-10-9	第1種低層住居専用	43	55	38	45
6	浜見平8-2	第1種中高層住居専用	47	55	39	45
7	浜竹4-1-21	第1種低層住居専用	44	55	35	45
8	美住町14-25	第1種低層住居専用	41	55	36	45
9	東海岸北4-12-37	第1種低層住居専用	43	55	38	45
10	共恵1-4-27	商業	59	60	49	50
11	浜之郷1177-14	第1種住居	45	55	37	45
12	中島1373-3	準工業	52	60	49	50
13	中島874-14	第1種中高層住居専用	47	55	38	45
14	本宿町6-47	準工業	41	60	36	50
15	小和田1-8-50	第1種中高層住居専用	49	55	40	45
16	室田3-3-22	第1種中高層住居専用	44	55	35	45
17	茅ヶ崎521-3	第1種中高層住居専用	41	55	38	45
18	矢畑753-3	第1種住居	43	55	40	45
19	萩園2114-82	第1種中高層住居専用	46	55	39	45
20	萩園3183-24	工業	45	60	38	50
21	菱沼1-22-1	第1種中高層住居専用	44	55	36	45
22	高田2-10-11	第1種低層住居専用	44	55	37	45
23	鶴が台5-4	第1種中高層住居専用	46	55	38	45
24	西久保751-5	第1種中高層住居専用	42	55	37	45
25	萩園1469-5	第1種中高層住居専用	48	55	36	45
26	松風台12-21	第1種低層住居専用	45	55	39	45
27	香川6-22-26	近隣商業	48	60	35	50
28	堤41-5	第1種低層住居専用	54	55	38	45
29	下寺尾1574	調整	48	55	39	45
30	芹沢914-16	調整	46	55	36	45
7	均 値		45		38	

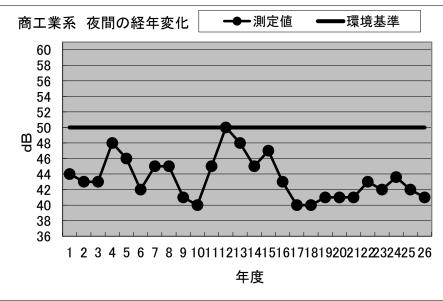
# 環境騒音測定地点図











注1 測定値及び環境基準値は、平成10年度まで中央値、平成11年度から等価騒音レベル。

# (4) 航空機騒音

本市は、厚木飛行場の南西に位置し、米海軍の飛行機の飛行コースの沿線として航空機による影響を受けています。

平成26年度測定結果

測定地点	期間内の値 Lden[dB]	測定期間
茅ヶ崎市斎場	46. 7	平成26年4月1日~平成27年3月31日
皆楽荘	51.1	平成26年4月1日~平成27年3月31日
赤羽根中学校 53.6		平成26年4月1日~平成27年3月31日
松浪中学校	50. 9	平成26年4月1日~平成27年3月31日

- 注1 平成25年4月1日から環境基準はWECPNL値からLdenに変更となりました。環境基準は57 dB以下。
  - Ldenとは時間帯補正等価騒音レベル(昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル)のことを指します。
- 注2 期間内の値とは、測定期間のLdenのパワー平均値。

航空機騒音 測定地点図



# 環境に関する用語の解説



# 環境に関する用語の解説

# [あ行]

# 【アルキル水銀/R-Hg】

水銀を含む有機化合物の総称を有機水銀化合物という。そのうち水銀がメチル基 (CH3) エチル基(C2H5) 等のアルキル基と結びついた物質の総称をアルキル水銀という。体内に吸収されやすく、臓器、特に脳に蓄積し知覚障害、運動失調、視野狭窄といったいわゆる水俣病の症状を呈する。また生物による濃縮率が高く、魚介類などに多く蓄積されやすい。

# 【硫黄酸化物/SOx】

石油や石炭の燃焼によって発生し、主として二酸化硫黄(SO2)と無水硫酸(SO3)をいう。主な発生源は、重油ボイラーやごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどである。かつてはぜんそくの原因物質として大気汚染の主役であったが、総量規制や脱硫技術の進歩により大幅に改善されてきた。

# 【一酸化炭素/CO】

炭素化合物が不完全燃焼した時に発生する無色無臭の有害ガスで、体内に吸収されると血液中のヘモグロビンと結合し、中枢神経をマヒさせたり、貧血症起こしたりする。主な発生源は自動車排ガスである。

# 【一酸化窒素/NO】

⇒窒素酸化物/NOx

# 【1, 1, 1 - トリクロロエタン/C2H3Cl3】

⇒有機塩素系化合物

### 【1.4-ジオキサン】

常温で無色透明の液体で、揮発性物質である。水にも油にも溶けやすい性質から、広く溶剤として使われており、有機化合物を製造する際の反応溶剤として使われるほか、トランジスター、合成皮革や塗料などの溶剤として使われている。人体への影響は、咳、頭痛、意識喪失などがある。

# 【SS/浮遊物質量】(Suspended Solids)

地表から流出した粘土や有機物、プランクトン、工場排水などに起因する金属類など水中に浮遊している不溶性、2mm径以下の物質で、河床などに沈積して魚介類に影響を及ぼしたり、光の透過が妨げられて植物の光合成に影響することがある。

# 【Lden/エルデン】(時間帯補正等価騒音レベル)

昼間、夕方、夜間の時間帯別に重みを付けて求めた1日の等価騒音レベル。 航空機騒音については、航空機騒音に係る環境基準の一部を改正する告示(平成19年12月 17日環境省告示第114号)が平成19年12月17日に公布され、平成25年4月1日に施行。 これにより、平成25年4月1日以降は、航空機騒音の評価指針が最大騒音レベルと航空 機数に基づく評価である『WECPNL』から、時間帯補正等価騒音レベルである『Lden』 に改正されます。

環境基準は、57dB以下。

# [0-157]

一部の大腸菌には人間に対し強い毒素をもつものが知られている。このように、人間の腸管内に感染して下痢症などを引き起こす大腸菌を「病原性大腸菌」と呼んでいる。 〇-157は病原性大腸菌の1種で、出血性大腸炎に続いて溶血性尿毒症を引き起こすことが知られている。なお、〇-157の名称は菌の血清型による分類からきており、〇型抗原で157番目に確認されたものであることを示している。

# 【オゾン層破壊】

オゾン層には有害な紫外線を吸収し、生物への悪影響を抑える働きがある。しかし、近年 空調機の冷媒や工業用の洗浄剤などとして使われたフロンが、大気中に放出されオゾン層 が破壊されることによるオゾンホール現象が観測されている。オゾン層が破壊されると地 上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚ガンの増加や生態系への悪影響が懸念される。

# 【温室効果】

地球は太陽からの日射を受けて暖まる一方、その熱を宇宙へ逃がしているので、地球の気温はほぼ一定に保たれている。しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に増加してくると、地表から放出される熱はガスに吸収されるため、その一部は地表に戻されて大気の温度が上昇します。この現象が温室における温度の上昇と似ていることから、「温室効果」といわれている。

温室効果ガスとは、二酸化炭素、オゾン、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの物質を指します。中でも、二酸化炭素の影響が約5割強を占めており、二酸化炭素の削減が地球温暖 化防止の重要課題と課題となっています。

# [か行]

# 【カドミウム/Cd】

主な用途は顔料、電池、金属加工などで、人体に対する毒性は強く、急性毒性としては数度の摂取で激しい胃腸炎を起こして死亡した例もある。又公害病として有名なイタイイタイ病の原因物質といわれ、人体に入るとカルシウム代謝の異常などを引き起こし、骨に影響(重度の骨軟化症)を及ぼす。

# 【環境基準】

環境基本法で「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」であると定められている。これは、行政上の目標と定められているもので、規制基準とは性格が異なるものである。現在は大気、水質、土壌汚染、騒音に関する環境基準が定められている。

## 【98%值】

環境基準に関する長期的評価については、日平均値を年間にわたり測定値低い方から順に並べて、98%に当たる値を用いて評価する。例えば365日分の測定値がある場合は低い方から358番目の値。

# 【公害】

環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の 健康又は生活環境に係る被害が生じることをいう。

# 【光化学オキシダント/Ox】

光化学オキシダントは、オゾン(O3)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)など酸化性物質の総称であり、大気中の窒素酸化物(NOx)と炭化水素(HC)から光化学反応により生成する。これが光化学スモッグの主成分である。

# [さ行]

# 【シアン/CN】

シアンは青酸カリ(シアン化カリ/KCN)に代表されるように、毒性が非常に強く、成人の経口致死量はシアン化水素で50~60mgといわれている。用途としては金属の精錬、電気メッキなどでシアン化カリ、シアン化ナトリウムといったシアン化合物として使われている。

# 【COD/化学的酸素要求量】(Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費される酸化剤の量を酸素の量に換算したもの。数値が大きいほど有機物による汚濁が大きいことを示す。湖沼や海域における有機 汚濁の代表的な指標として用いられ、環境基準が定められている。

# 【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素/NO3-N、NO2-N】

人の体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に摂取した場合はメトヘモグロビン血症等の障害を起こすことがある。

# 【水素イオン濃度/pH】

水の酸性・アルカリ性の度合いを示す指標で、7のとき中性でそれより大きいとアルカリ性、小さいと酸性になる。通常の河川水はpH7付近で、また海水ではpH8付近となっている。

# 【水準測量】

水準測量とは、土地の高さ(標高)を調査するため調査対象区域に水準点を定め測量することをいう。測量にあたっては2地点に標尺を立て、その中間に水準儀を水平に置いて、2つの標尺の目盛を読み、その差から高低差を求める。この繰り返しで、水準点間の高さを求める。精密な水準測量では高低差を0.1mmまで求めている。また、国内の水準測量の基準となる日本水準原点は国会前庭内憲政記念会館南にあり、原点内部の水晶板のゼロ目盛の高さが東京湾平均海面上24.4140mとされている。

# 【セレン/Se】

地殻中の存在量は0.05mg/kgとわずかだが、自然界に広く存在する。用途はセラミクス、 半導体、光電池、整流器など幅広い。過剰に摂取すると頭痛、呼吸不全などの急性中毒や 皮膚、胃腸、神経障害などの慢性中毒を引き起こす。

# 【全窒素/T-N】

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素(NH4-N)、亜硝酸態窒素(NO2-N)、硝酸態窒素(NO3-N)に分けられる。有機態窒素はたんぱく質に起因するものと、非たんぱく質性のものと分けられる。窒素は動植物の増殖に欠かせない元素で、富栄養化(閉鎖性水域等において植物プランクトンなどの栄養源である窒素、リン化合物が過剰になる現象。赤潮などの発生要因となる。)の目安になる。

## 【全リン/T-P】

リン化合物全体のことで、無機態リンと有機態リンに分けられる。リンは、動植物の成長に欠かせない元素で、富栄養化の目安となる。

### 【総水銀/T-Hg】

無機水銀と有機水銀を合わせたものをいう。古くから防腐、消毒、金の精錬などに使われ 現在でも化学品製造、医薬品、乾電池などに使用されている。有機水銀化合物のうち水銀 がメチル基(CH3)、エチル基(C2H5)等のアルキル基と結びついた物質の総称をアル キル水銀という。アルキル水銀は吸収されやすく、諸臓器等に脳に蓄積して、知覚障害、 運動失調、視野狭窄等の中枢神経障害、いわゆる水俣病を引き起こす要因とされている。

# [た行]

# 【ダイオキシン類】

一般に、ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)をまとめてダイオキシン類と呼び、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)のようなダイオキシン類と同様の毒性を示す物質をダイオキシン類化合物と呼んでいる。平成11年7月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、PCDD及びPCDFにCo-PCBを含めて"ダイオキシン類"と定義された。それぞれの毒性は塩素のつく数と位置によって異なり、最強とされているのは2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン(TCDD)である。そのため、ダイオキシン類としての全体の毒性を評価するには合計した影響を考えるための手法が必要となる。そこで、最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDの毒性を1として他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算した係数が用いられており、多くのダイオキシン類の量や濃度のデータは、この毒性等価係数(TEF)を用いてダイオキシン類の毒性を足し合わせた値(毒性等量 TEQ)が用いられている。

2,3,7,8-TCDDはベトナム戦争で枯葉作戦に使用された除草剤に不純物として含まれていたため、人や生態系に深刻な被害を及ぼしたことが知られている。また、残留性、蓄積

性が高く、肝臓や皮膚に障害を起こし、強い催奇性や発ガン性をもつ。ダイオキシン類の現在の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼だが、その他に製鋼用電気炉、タバコの煙、自動車排ガスなど様々な発生源がある。また、かつて使用されていたPCBや一部の農薬に不純物として含まれていたものが底泥などの環境中に蓄積されている可能性があるとの研究報告がある。

## 【大腸菌群数】

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められている。

# 【チウラム/C6H12N2S4】

農薬で白色の固体。殺菌の用途で種子消毒、茎葉散布剤として使用される。除草剤として使用されるシマジン、水田除草剤として用いられるチオベンカルブといった農薬もチウラム同様環境基準が定められている。

# 【地球温暖化】

大気中に二酸化炭素などの熱を逃がしにくい温室効果ガスが増加して、地球の気温が上昇することをいう。数千年の間1~2℃の気温変化しかなかった大気がここ数十年の間に急な上昇を起こすことは、大気全体に深刻な影響を与え、数々の異常気象を生む原因となっている。

# 【窒素酸化物/NOx】

ものの燃焼に伴い、窒素と酸素が反応して生じ、発生源としては自動車、工場、暖房機器などがある。燃料などの燃焼過程ではほとんどが一酸化窒素(NO)の形で排出されるが、大気中で酸化され二酸化窒素(NO2)となる。窒素酸化物は光化学スモッグの原因物質のひとつで、人の呼吸器に悪影響を与えたりする。

# 【デシベル/dB】

騒音や振動の大きさを表す単位。デシベル(dB)は音圧、音の強さ、振動などの物理量を標準的な基準量と対比して、人の感覚に対応するように補正したもの。

# 【テトラクロロエチレン/C2Cl4】

⇒有機塩素化合物

# 【等価騒音レベル/Leq】

測定時間内における騒音レベル(dB)の総エネルギー平均値。

# 【特定建設作業】

建設作業の内、著しく騒音、振動を発生するもので、騒音規制法・振動規制法でにおいて 規制の対象となっている作業。くい打機、くい抜機やさく岩機、ブレーカーを使用する作 業などが該当する。

# 【トリクロロエチレン/C2HCl3】

⇒有機塩素化合物

# [な行]

# 【鉛/Pb】

古くから人類に利用されてきた金属のひとつで、現在でもその錆にくさ、加工のしやすさ

などから鉛管・板、蓄電池等金属のまま使用されるほか、化合物としても広く使われてい

る。人体への影響としては貧血や中枢神経への影響などがあげられる。

# 【二酸化硫黄/SO2】

⇒硫黄酸化物/SOx

# 【二酸化窒素/NO2】

⇒窒素酸化物/NOx

# [は行]

# 【BOD/生物化学的酸素要求量】(Biochemical Oxygen Demand)

水中の有機物が好気性微生物によって分解される際に消費される酸素量をいう。値が大きいほど水は有機物によって汚染されていることを示し、河川における有機汚濁の代表的な指標として用いられる。

# 【PM2. 5/微粒子状物質】

工場や自動車の排出ガスなどに含まれる微小な粒子のことで、大気汚染物質の一つとされている。粒径  $10 \mu m (0. 01 mm)$ 以下のものをSPM(浮遊粒子状物質)といい、粒径  $2.5 \mu m$ 以下の微小な粒子をPM2.5(微小粒子状物質)平成21年9月に新たに環境基準が設た。人体への影響は呼吸器・循環器の疾患や肺がんなど健康への影響が心配されている。

# 【PCB/ポリ塩化ビフェニール】

天然には存在しない合成有機塩素化合物。熱、酸・アルカリに強く、絶縁性が高いなどのすぐれた特性があり工業的に広く利用されてきた。用途はトランス油、コンデンサー、熱媒体などがある。人体への影響は皮膚への色素沈着、消化器障害、肝障害を引き起こす。カネミ油症候群のの原因物質として知られる。

# 【非メタン炭化水素】

炭化水素は炭素と(C)と水素(H)からなる揮発性ガスの総称で、その主なものはエチレン、プロピレン、トルエンなどである。非メタン炭化水素(NMHC)は、炭化水素 (HC)から光化学反応速度が遅いメタン(CH4)を除いたものをいう。

### 【ふっ素/F】

天然には単体として存在せず、ふっ化物イオンとして広く存在する。用途としてはふっ素 系樹脂の原料、ガラスのつや消しなどがある。人体への影響は中枢神経障害などがあげられる。

# 【浮遊粒子状物質/SPM】(Suspended Particulate Matter)

すす、土ぼこり、花粉など粒子状態で大気中に存在もののうち粒径が $10\,\mu\,m$  (0.01mm)以下のものをいう。大気中の滞留時間が長く、呼吸により呼吸気管の深部まで達し、人の健康に及ぼす影響が大きく、せき、たん、呼吸困難などを引き起こす原因物質のひとつであるといわれている。

# 【ふん便性大腸菌群数】

大腸菌群のうち44.5℃で培養したときに検出される細菌数のことをいう。通常の大腸菌群数(培養温度:36℃)には、大腸菌以外に土壌・植物など自然界に由来する菌種も多く含まれるが、ふん便性大腸菌群数はふん便由来の菌(大腸菌)の数とほぼみなすことができる。

# 【ベンゼン/C6H6】

揮発性有機化合物の1つで、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬等の様々な化学品の原料、溶剤等に使われている人体への影響は白血病、再生不良貧血等があげられる。

# 【ほう素/B】

自然界には主にほう酸塩として存在する。用途としては、ガラス、陶器のエナメル合成、 着火防止剤、燃料合成などがある。人体への影響は中枢神経障害があげられる。

# [や行]

# 【有害大気汚染物質】

人間の健康、植物又は動物にとって有害な特性を有するもので、一般に大気中濃度が微量で急性影響は見られないが、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される。 NOxやSOxなどの大気汚染物質とは区別して用いられる。

# 【有機塩素化合物】

炭素と塩素が直接結合した有機化合物をいい、一般に不燃・不溶性で生物分解がしにくい。金属機械部品の脱脂・洗浄、ドライクリーニングなどに大量に使用されたため、廃液等による地下水汚染が問題となった。人体への影響としては肝障害、腎障害、中枢神経障害が知られている。代表的な物質としてはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンが上げられる。また、他にジクロロメタン、四塩化炭素なども平成5年に水質環境基準項目に指定された。

# 【要請限度值】

騒音規制法第17条第1項及び振動規制法第16条第1項に基づき、総理府令定められた 道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわ れている場合は、公安委員会に対しての要請や道路管理者に意見をすることができる。

# [ら行]

# 【六価クロム/Cr6+】

クロム化合物のうち三価のものはその毒性はほとんど問題ないが、六価クロム、特にクロム酸や重クロム酸の形のものは酸化力が強く有毒である。主な用途としては、顔料、電気メッキ等があり、これらの廃液やクロム鉱さいからの浸出水による地下水汚染が報告されいる。人体への影響としては、皮膚潰瘍、鼻中穿孔などがある。



# 平成26年広報記事一覧

## □環境保全担当

・光化学スモッグ、PM2.5(4月1日)

# 【\_\_\_\_ 大気汚染情報を発信しています

**〈光化学スモッグについて〉**光化学スモッグの発生しや すい季節になりました。 県では4月~10月に県曜やメー ル(登録は県環境科学センター団参照)などで、市では 防災行政用無線などで情報を発信しています。注意報 などが発令されたら、不要な外出は避けてください。 目・鼻・喉に刺激や痛みが生じたら、うがいや洗顔を し、手足のしびれ・呼吸困難などの症状がでたら、医 師の指示を受けてください。

〈PM2.5(微小粒子状物質) について〉大気汚染物質の-つであるPM2.5の濃度が高くなる場合、県では、高濃 度予報を8時と13時にお知らせします(☎045(210)5980 での自動音声情報もご利用ください)。市では、県か らの通知を受け、メール配信サービスや防災行政用無 線などでみなさんにお知らせします。高濃度予報が発 表されたら、不要な外出は避け、屋内の換気や窓の開 閉を必要最小限にしてください。呼吸器系や循環器系 の疾患のある方、小児・高齢者などは体調に注意して ください。

問合 環境保全課環境保全担当

# 市民参加の二酸化窒素測定(5月1日)

### やってみよう あなたの周りの二酸化窒素測定

■時 測定日6月5日休・6日金、分析日6月 14日(土) (環境フェア内)

場所 測定場所は自由。分析場所は市役所 分庁舎コミュニティホール

内容 5月20日(火)~6月4日(水)に市役所環境 保全課で測定器具を配布

(ほか) 測定または分析のみの参加も可(測定のみ参加の) 方は要相談)

問合 同課環境保全担当

# 生活騒音について(6月15日)

# 生活騒音について考えよう

ペットの鳴き声、おしゃべり、音楽、掃除機や室外機音など人の活動に伴っ て発生する生活音。もしかしたら、あなたの生活音も時間帯と音量によって はご近所の騒音となっているかもしれません。

25年度に市に寄せられた騒音に関する相談は、約半数が生活騒音に関する もので、そのうち、6割以上がペットの鳴き声に関するものでした。続いてスピーカーや楽器の音、人の声や 生活騒音発生源

足音の順でした。 一般家庭から発生する生活騒音 は、法律や条例の規制の対象とな りません。だからこそ、一人ひと りの心掛けが重要です。

音に配慮した暮らし、人を思い やる心で、日常から良好な近隣関 係を保ち、豊かな生活環境を築き ましょう。

生活騒音発生源

環境保全標語 「今やろう 言葉じゃなくて行動で みんなで守ろう豊かな自然」 茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会より

【環境保全課環境保全担当】

空気の測 触らない

測定器(高さ5㎝)

# ・生物相調査(7月15日)

川の生き物を調べよう 川の生さ物を調べると生き物の観察と水質を調べる

■時 8月20日(水)10時~16時

場所 市役所分庁舎コミュニティホール、駒寄川せせら ぎ公園付近

対象 小学3年生~中学生20名〈申込制(先着)〉

■込 7月23日(水)~8月12日(火)に☎で

**ほか** 茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会との共 催。雨天時はビデオ上映

問合 環境保全課環境保全担当

# •公害苦情発生状況(4月15日)

# 茅ヶ崎の環境公害苦情発生状況について

法の整備や環境省などの行政の取組み、企業の自主的な努力などにより、 高度成長期(1950-1960年代)に表面化した、四大公害病のような大規模な公 害が発生することは少なくなりました。一方で、個人の生活一般によって引 き起こされる環境に関わる公害が、社会問題としてクローズアップされるよ うになってきました。

市でも、騒音・ばい煙・悪臭に関わる公害 苦情の申し立ては114件(24年度)に上り、公 害苦情内訳の87%を占めています。そのうち、 「うるさい」「臭い」という感覚公害が多く、用 途地域別に見ると住宅密集地域が61%を占 め、都市化の影響を反映しています。

公害問題でお困りの方は、環境保全課にご 相談ください。



環境保全標語

「身近なことから環境保全、節電、節約、捨てない心」 ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会

【環境保全課環境保全担当】

# ・放射線測定器の貸し出し(6月15日)

# 空間放射線量測定器(㈱堀場製作所製PA -1000(Radiラディ))の無償貸し出し

場所市役所環境保全課、小出支所、小和田公民館、鶴 嶺公民館

対象 市内在住・在勤・在学の方、市内で事業活動を 行っている方、市内で公益の増進に取り組んでい る方〈申込制(先着)〉

申込 各窓口で予約(☎も可)

ほか 貸し出し当日に本人確認書類を持参

問合 同課環境保全担当、小出支所☎(51)0005、小和田 公民館☎(85)8755、鶴嶺公民館☎(87)1103

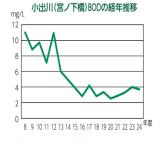
河川の水質について(8月15日)

| 茅ヶ崎の河川の水質について

下水道の普及や水質汚濁防止法に基づく事業場・工場排水基準の規制などにより、 市内の河川の水質は近年、改善の傾向にあります。市では、継続的に小出川(宮ノ下橋) の水質汚濁状況を監視しています。測定項目の(※)BOD(生物化学的酸素要求量)をみ

ると、15年度以降は、おおむね4mg/L を下回っています。今後も一人一人 が川にごみや油などを捨てないよう に心掛け、自然豊かな水環境を育ん でいきましょう。

※ BOD:水の汚れを表すもので、数値が 高いほど汚れている。コイやフ ナが快適に住める水はBOD5mg/L 以下と言われている



環境保全標語

「こまめに分別 リサイクル 今日から始める エコライフ」 茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会

【環境保全課環境保全相当】

# ・井戸水について(9月15日)



# 井戸水を飲用されている方へ

井戸水の水質は周辺環境に影響されるため、気付か ないうちに汚染されていることがあります。水道の給 水区域では安全性が確保されている水道水を飲用し、 井戸水は飲用以外の生活用水として使用してくださ い。やむを得ず井戸水を飲用する場合、井戸の周囲を 清潔に保ち、塩素消毒や煮沸をしましょう。また、日 頃から、色、濁り、におい、味などの変化に注意し、定 期的に水質検査を行なってください。きれいに見えて も水質基準を超える物質が検出される場合があります。 問合 環境保全課環境保全担当

# ダイオキシン類測定結果

市が25年度に市内一般環境における大気、水質、土 壌のダイオキシン類を測定したところ、全ての調査項 目で環境基準を下回りました。

### 問合 環境保全課環境保全担当

())(())		NO.1-1-1-1-1	
項目(単位)	調査場所	測定結果	環境基準値
大気中 (pg-TEQ/㎡)	鶴嶺公民館	0.026 (年平均値)	0.6
1.55	小出川(下町屋橋)	0.51	
水質中   (pg-TEQ/L)	千ノ川(古相模橋)	0.86	1
(PB 1E4/E)	駒寄川(北陵橋)	0.21	
土壌中 (pg-TEQ/g)	さくら公園	4.7	1,000

- ※ ダイオキシン類:ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビ フェニルの3物質群
- ※ TEQ: 毒性等量。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表したもの
- ※ 環境基準:人の健康を保護し、生活環境を保全する上 で維持されることが望ましい基準

# 屋外での焼却(12月15日)



# 屋外での焼却は原則禁止~ごみ処理など のマナーやルールを確認しましょう

屋外での焼却は、その煙が悪臭や大気汚染の原因と なるため、周辺の方々に大変な迷惑です。家庭などか ら発生したごみは焼却せず、分別して指定日に指定さ れた集積場所に出しましょう。

問合 環境保全課環境保全担当

# 公害と環境法令について(2月15日)

# 崎の環境

# 公害と環境法令について

公害には、事業活動などの人為的な原因により地域住民や公共一般が被る 被害や、大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・悪臭・振動・地盤沈下(典 型7公害)があります。そんな公害の発生を防ぐために環境法令(水質汚濁防 **止法**:河川などが汚れることを防ぐ、**騒音規制法**:事業場等から発生する騒 音を規制するなど)があります。

市環境保全課では公害に係る環境法令に基づき、市内事業所への立ち入り 調査、パトロール、公害苦情対応などにより、みなさんの生活環境を保全す るよう努めています。

公害問題や公害に係る環境法令に関する質問、ご相談は市役所環境保全課

環境保全標語

「守りたい 輝く水面の 相模川|

茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会より

【環境保全課環境保全担当】

## ・土壌汚染について(11月1日)

# ~土壌汚染について~

丁場の操業などに伴い、原料として用いる有 害な物質を不適切に取り扱ってしまったり、有 害な物質を含む液体を地下に浸み込ませてし まったりすることにより土壌汚染がおこると考 えられます(人為的な土壌汚染以外に、堆積物な どに含まれる化合物による自然的な環境汚染も あります)。

市内には、土壌汚染が確認された土地が8か 所あり、法や条例に基づき適切な指導を行って います。

場所など詳細は市⊞をご覧ください。



環境保全標語

「汚すより 汚さぬ前の心掛け 未来を見据えた環境保全」 茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会

【環境保全課環境保全担当】

# 市民参加の二酸化窒素測定(11月1日)

# やってみよう

あなたの周りの二酸化窒素測定

■時 測定日12月4日(水)・5日(金)、分析日 12月13日(土)9時~12時

場所測定場所は自由。分析場所は市役 所本庁舎第2会議室

申込 11月20日休~12月3日份に市役所 環境保全課で測定器具を配布



測定器具

ほか 分析に来られない場合は、事前に同課まで持ち込 み。分析結果は郵送

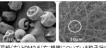
問合 同課環境保全担当

### ・大気状況についてPM2.5(12月15日)

# 崎の環境 茅が崎市の大気状況について(PM2.5)

PM2.5(微小粒子状物質)は、工場や 自動車の排出ガスなどに含まれ、大気 汚染物質の1つとされています。昨年 茅ヶ崎駅前交差点では、PM2.5の 環境基準(人の健康の保護と生活環境 の保全のうえで維持されることが望ま しい基準)は不適合でした。なお、県 では、PM2.5の濃度予報を8時と13時 発表していますが、高濃度予報の提供 を始めて以来、県内では高濃度になる という予報はありません

今後、高濃度予報が発表されたら、 不要不急の外出は極力避ける、屋外で の激しい運動は減らす、窓の開閉や換 気を必要最小限にする、などの点に注 章しましょう。



スギ花粉(左)とPM2.5(右:繊維についている粒子状のもの)

人名印的 曲 700 000 000 000 000 000 000 000 000 0					
測定項目	微小粒子状物質 (μg/m)				
	長期的評価	短期的評価			
	(年平均値)	(98%値)※			
環境基準	15	35			
23年度	15.2	35.8			
24年度	13.8	30.2			
25年度	14.5	38.8			

※98%値とは、年間の日平均値の最低値から数えて 98%に該当する値のこと。長期的評価とあわせて、 環境基準に適合したか判断する指標とされている

環境保全標語

「自然の水の大切さ 困った時では遅すぎる みんなで守ろう相模川」

茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会より

【環境保全課環境保全担当】

# 生活騒音(1月15日)

# その音、周りの人に迷惑をかけていませんか? ~生活騒音の防止にご協力を~

人は人との関わりの中で暮らしています。自分の出した音が、周りの人に迷惑をかけていることもあります。ちょっとした気遣い・気配りで、あなたの周りにやさしい音環境を作り出すことができます。人にやさしい暮らし、あなたも始めませんか?

- 騒音5つの気配り
- 時間帯に配慮を
- 音源の配置に工夫を● 音を小さくする工夫を
- ペットの鳴き声に注意
- ご近所とのおつきあいを大切に

### 講演「身の周りの騒音について」

- 日時 2月6日億14時~15時
- 市役所分庁舎コミュニティホール
- 沖山文敏さん(公害等調整委員会公害苦情相談アドバイザー) 講師
- 100名〈申込制(先着)〉
- 申込 1月15日(木)~30日(金)
- 茅ヶ崎地区相模川をきれいにする協議会との共催

【環境保全課環境保全担当】

- •特集記事(12月15日)
- 生活騒音について

# ・の音、だいじょうぶですか?

ちょっと気配り。生活音を抑えて快適な暮らし

水を流す音、家族を呼ぶ声、いすを引く音。室外機の動作音や、ペットの鳴き声。このように、暮らしの中で自然と発生す る音、それが「生活音」です。しかし誰でも出す音だからといって、自分が出す音に無頓着ではいけません。周りの人が「あ

の音がなければいいのに…」と感じていたら、それは「生 活騒音」です。市政モニターの方に生活騒音を感じたこ とがあるかを尋ねたところ、29人中22人の方が「ある」 と回答しています。 【環境保全課環境保全担当】

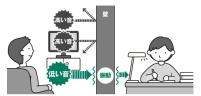
あなたが出している生活音に、 耳を傾けてみませんか。

生活騒音の原因 車、バイクなどの空ぶかしやクラクション 人の騒ぎ声、話し声、泣き声など ベットの鳴き声 エアコンの室外機や屋外給湯器の音 ピアノなど楽器の音 テレビや洗濯機などの音 「生活騒音に関わる意識について」より 上下階や隣家などの住宅からの足音・物音 (回答者数22 複数選択可)

### 音の伝わり方を知る 🌭 🖔 01

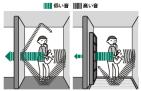
音には、音の発生源から直接耳に届くものと、床や壁に跳ね返って耳に届 くものがあります。また、壁や床を振動しながら伝わって、別なところで放出

するものがありま す。高い音は壁に 跳ね返りますが、 低い音は振動とし て建物全体に伝 わります。 つまり、 遮ることが難しい 音といえます。



### 対策は?

窓にカーテンを掛けること、床 にはカーペットや畳、遮音マット を敷くこと、マンションなどの集 合住宅ならば隣家側に大きなた んすや本棚を配置することなどに より、音を伝わりにくくすること ができます。



カーペット・本棚なし カーペット・本棚あり

# 02

# 音の大きさを知る

人間の聴力限界 135

消しゴムで消す音 201

人間の聴力限界 0

ピアノ 801

掃除機 70 トイレの洗浄音 60> 100

音のレベル 60

 $_{40}$   $\widehat{\overline{\text{dB}}}$ 

20

飛行機のエンジン近く 120▶

人間が感じる音の大きさを表す 単位にdB (デシベル)があり、10 dB上がると大きさは2倍に感じる といわれています。24年度の市内 電車が通る時のガード下 100 の平均的な音の大きさは、昼間(6 時~22時)で平均47dB、夜間(22 時~6時)で41dBでした。一般的 に、50dBの音で睡眠が妨げられ、 70dBの音で集中力が低下します。

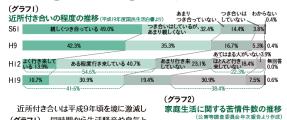
### 対策は?

音の「大きさ」を抑えるには、

静音設計の家電を使う、音が外へ洩れないよう家の気密性を高めるな どの方法があります。また、壁際に音の発信元となるものを置かないな ど、音の観点から家具の配置を見直すことはとても有効です。軽いもの が落下する音や椅子を引きずる音など軽い衝撃音を防ぐためには、ダイ ニングテーブルの下だけでもカーペットを敷きませんか。

また、「ドスン」「バタン」という重い振動音は壁や床などからダイレク トに伝わるため、音を抑えることはできません。ドアの開閉音や子ども が走る足音は、気配りで防音しましょう。

# ⊜親しさと⇔反比例します



(グラフI)、同時期から生活騒音や臭気と いった近隣間の苦情が急増しています(グ

あいさつをする間柄なら、例えば近所の 子どもが出す音も、「元気にしているな」 と寛容になれるのかもしれませんね。

# 『⒀』 音の専門家を ←泳 訪ねました!

総務省の公害等調整委員会で、生活騒音をはじめ公 害紛争に対応している柴山委員に話を伺いました。

生活騒音の苦情の直接的な原因が、生活音とは限りま せん。例えば、あいさつがない、約束を守らないなど「な んだ。この人はしというような心理的な トラブルが、生活音をきっかけに表面化す るようです。

調停や裁定、裁判などの紛争となった場 合、精神的苦痛が長引き、解決後も感情 のしこりが残るケースが多いので、そうな らないようお互い気をつけたいですね。

公害等調整委員会委員 柴山秀雄さん

## 放射線測定機(2月1日)

# 小和田・鶴嶺公民館でも空間放射線量測 定器の無償貸し出しを始めました

■時 休館日を除く9時~17時

図象 市内在住・在勤・在学の方(市内で事業活動や公 益の増進に取り組んでいる方も可)

申込随時☎(85)8755で小和田公民館または、☎(87)11 03で鶴嶺公民館へ(申込制(先着))

(ほか) 市役所環境保全課、小出支所でも貸し出し中

問合同課環境保全担当

# 平成26年広報記事一覧

# 口生活環境担当

# •野良猫(4月1日)

# 飼い主のいない猫 (野良猫) を増やさない 活動を実施します

野良猫による生活環境被害を軽減させるため、市は、26年度に市民活動団体との協働事業として、野良猫を増やさない活動を実施します。不妊去勢の実施や保護猫の里親を募集する活動(毎月第3土曜日11時~16時にハスキーズギャラリーで「保護猫の幸せ探し会」開催)なども行います。

Chigasaki cat's Protect ⊠chigasakicatprote ct@yahoo.co.jp、環境保全課生活環境担当

美化ギャンペーン(5月1日)

# 海岸清掃にご参加ください 美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎

目時 5月25日(日)6時30分~8時(小雨決行。荒天6月1日(日))

場所 茅ヶ崎海岸全域(受付は小和田浜公園東側信号下、 菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、茅ヶ崎 駅南口入口信号下、サザンビーチちがさき、西浜 中学校前信号下、柳島歩道橋下)

ほか手袋などの清掃用具は持参。ごみ袋は受付で配布

問合 環境保全課生活環境担当

美化キャンペーン(7月1日)

# 海岸清掃にご参加ください! 美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎

日時 7月27日(日)6時30分~8時(荒天中止)

場所 茅ヶ崎海岸全域(受付場所は小和田浜公園東側信号下、菱沼海岸信号下、第一中学校入口信号下、 茅ヶ崎駅南口入口信号下、サザンビーチちがさき、 西浜中学校前信号下、柳島歩道橋下)

(ほか) 自治会連絡協議会との共催。手袋などの清掃用具は持参。ごみ袋は配布。

問合 環境保全課生活環境担当

### - 保護猫(2月1日)

# へットショップに行く前に会いに来て! 保護猫たちの幸せ探し会

□闘 1月24日、2月21日、3月21日いずれも土曜日11時 ~15時

場所ハスキーズギャラリー

内容 保護猫の里親会、猫カフェ、フリーマーケット他

問合 ChigasakiCat'sProtect⊠chigasakicatprotect@yahoo.co.jp、環境保全課生活環境担当

# ・アライグマについて(4月15日)

# アライグマの捕獲にご協力ください

市では県の防除実施計画に基づき、特定外来生物に 指定されているアライグマの計画的な捕獲に取り組ん

でいます。捕獲の実施にあたり、ご協力くださる方を募集しています。市から捕獲用のわなをお貸ししますので、ご自身の住宅敷地や農地、山林などへ設置してください。捕



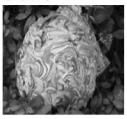
獲された場合は市で引き取ります。なお、捕獲には事前に市への届け出が必要です。

問合 環境保全課生活環境担当

# ・スズメバチについて(6月15日)

# スズメバチにご用心~ハチの活動は夏から秋にかけて活発になります

市では、毒性が強く生命に 危険をおよぼす可能性のある スズメバチの巣に限り、無料 で駆除を行っています。その 他のハチの巣をご自身で駆除 する場合、作業には十分注意 してください。



スズメバチの巣

問合 環境保全課生活環境担当

•保護猫(10月1日)

# ペットショップに行く前に会いに来て! 保護猫たちの幸せ探し会

□時 10月18日(土)11時~16時

場所ハスキーズギャラリー

内容 保護猫里親会、猫カフェ、フリーマーケットなど

ほか Chigasaki Cat's Protectとの協働事業

問合 Chigasaki Cat's Protect(⊠chigasakicatprotect @yahoo.co.jp)、環境保全課生活環境担当



- •特集記事(9月1日)
- ・動物愛護週間について



地震などの災害に備え、ペットの防災対策はしていますか。災害時にはペットも被災者になります。これまでも災害で多くのペットが犠牲となりました。大切な家族を守るため、普段からきちんと準備をしておきましょう。

【環境保全課生活環境担当】

# 普段から心掛けておきたいこと

### **診**避難時に必要な物をまとめたペット用非常持ち出し袋を用意する

ペットフードと飲用水、健康手帳と飼い主との写真、排泄用具、キャリーケース、リードなどをひとまとめにして用意しておきましょう。

# **ॐ基本的なしつけと健康管理**

避難所には多くの人が集まるので、トイレなど基本的なしつけは必要不可欠です。また、感染症のまん延を防ぐために、寄生虫の駆除、各種ワクチンの接種、病気の治療といった普段の健康管理も大切です。

### 

避難生活ではキャリーケースやケージの中で過ごす機会が多くなるため、ペットにとって安心できる場所にしておくことが重要です。日頃から慣らしておきましょう。

### ※マナーを守り、近隣とのコミュニケーションを図る

飼い主の留守中に災害が起こった場合に救護してもらえるよう、近所の人にペットの存在を知らせておきましょう。日頃からマナーを守り、良好な関係を築いておくことも大切です。また、玄関のドアに「緊急時はペットを助けてください」と書いたものを張っておくと、救助隊や近所の人に助けてもらえる可能性が高くなります。



# 【講演会】災害時に備えて 飼い主として知っておきたいこと

- 日時 10月5日(日)13時30分~15時30分
- 場所 市役所分庁舎コミュニティホール
- 定員 100名〈当日先着〉※ ペットを連れての来場はできません
- **問合** 茅ケ崎保健福祉事務所(茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会事務局) ☎(85)1171
- 第1部 「茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会の活動について」 下山哲生さん (茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会会長)
- 第2部 「人と動物の感染症~災害時に備えて(仮題)」 古川一郎さん (県衛生研究所)
- 第3部 「宮城県における動物救援活動で感じたこと」 川原井麻子さん(アニコムホールディングス㈱)

# ■愛犬の避難訓練としつけ教室

- 日時 9月27日出13時30分~16時
- 場所 中央公園
- 内容 災害時における愛犬との避難所生活を模 擬体験。災害時も冷静に対処できるよう 基礎的なしつけを学ぶ
- 講師 時崎昭吾さん(時崎DOG SCHOOLドッグトレーナー)
- 定員 40名〈申込制(先着)〉
- 申込 9月19日 金までに☆で市役所環境保全課へ

# 茅ヶ崎寒川獣医師会 下山哲生会長

毎年恒例となっている「愛犬の避難訓練としつけ教室」。 参加していただくことで、普段から心掛けておくと良い ことや、今まで考えてもみなかったようないろいろなこ とに気付かれると思います。いつ来るかも知れない「そ の時」に備えて、ワンランク上の防災対策をしておきま せんか?



# ラ

# 茅ヶ崎寒川獣医師会とは

茅ヶ崎寒川獣医師会は、狂犬病予防定期集合注射や学校飼育動物アドパイザー派遣事業を実施するなど、人と動物の共生を目指し、社会への貢献事業を積極的に展開している団体です。18年には、茅ヶ崎・寒川動物愛護協議会(獣医師会、茅ヶ崎市、寒川町、茅ヶ崎警察署、神奈川県動物保護センター、茅ケ崎保健福祉事務所)を設立し、愛犬の避難訓練やしつけ教室など、行政だけでは対応困難な専門性の高い事業を実施しています。また、25年には、災害時にペットの収容や治療などの救護活動を積極的に推進するため、茅ヶ崎市と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結しています。

# 9月20日(土)~26日(金)は動物愛護週間です 大切な家族を守るため、この機会にペットの防災対策について考えましょう



- •特集記事(2月1日)
- ・ペットについて



# ペットショップに行く前に会いに来て! 保護猫たちの幸せ探し会

■時 1月24日、2月21日、3月21日いずれも土曜日11時 ~15時

場所 ハスキーズギャラリー

内容 保護猫の里親会、猫カフェ、フリーマーケット他

問合 ChigasakiCat'sProtect⊠chigasakicatprotect@ yahoo.co.jp、環境保全課生活環境担当



ちがさ貴族 波の精霊 えぼし麻呂&ミーナ

# ペットは責任をもって大切に飼いましょう

ペットを飼うというのは、そのペットが生涯にわたって快 適な環境で暮らせるように愛情と責任を持つことです。ただ 食餌と水を与えて生かしておくことではありません。また、 ペットの思い通りにさせたり好き放題にさせることが、ペット の幸せにつながるとは限りません。犬の鳴き声や、屋外での 猫のふん尿などは、近隣に迷惑をかけてしまうことがありま す。地域社会で暮らしている以上、飼い主がご近所との調和 も考え、ルールを守らなければなりません。かわいいペット をご近所の悪者にしないことも、飼い主としての大切な愛情 なのです。

【環境保全課生活環境担当】

### 飼い主の責任

### 最後まで責任をもって飼いましょう

「動物の愛護及び管理に関する法律」により、飼い主の責務に「終生飼養」が明記されました。 ペットを飼うことは、その一生に責任をもつことです。また、みだりに殺傷・遺棄すること や、虐待行為は犯罪です。

### 飼い主であることを明らかにしましょう

飼っている動物の所有の明示は、飼い主の責任です。鑑札、名札、脚環、マイクロチップな どを装着しましょう。マイクロチップは埋め込むだけでなく、登録が必要です。

### 災害時のことを考えましょう

日頃より、餌などの備蓄をするとともに、ペットを同伴した避難の訓練やケージに慣れさせ るなど、災害のことを考えた準備をしておきましょう。

### 猫のペットマナー

### 屋内で飼いましょう

猫のふん尿による苦情が増えています。屋内飼育は周囲への迷惑を防止するだけでなく、事故 や感染症から猫を守る、迷子を防止するなど多くの利点があります。

### 不妊去勢手術をしましょう

猫は生後半年で妊娠が可能になり、年に2~3回出産します。望まない繁殖が想定される場合は、 必ず不妊去勢手術をしましょう。

## 飼い主のいない猫について

飼い主のいない猫への無責任な餌やりは、結果的に不幸な猫を増やすこ とになります。不妊去勢手術を施して、周辺地域の住民の十分な理解の 下に、給餌・給水、排せつ物の適正な処理を行う地域猫対策など、周辺 の生活環境に配慮した管理をしましょう。



### 犬のペットマナー

# 散歩時のマナーを守りましょう

ふん尿の後始末・・・散歩には処理袋を携帯し、ふんは必ず持ち帰り ましょう。排尿のあとは水で洗い流すなどの配慮をしてください

(犬のふん放置は条例により禁止されて います)。



リードを付ける・・・犬の性格や体格に関 係なく、散歩中や公園内、海岸でリード を放してはいけません。交通事故や人に 危害を及ぼす場合があります(公園や海 岸など、公共の場所で犬を放すことは条 例で禁じられています)。

# 『犬鑑札』と「狂犬病予防注射済票」のデザインが新しくなります

狂犬病予防法により、飼い主は、生涯1回の犬の登録と、毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。市では、装着 率の向上を目的に、大の登録をした際にお渡しする「鑑札」と、狂犬病予防注射をしたときにお渡しする「狂犬病予防注射済票」 のデザインを一新します。 万が一、愛犬が迷子になってしまったとき、犬鑑札や狂犬病予防注射済票が付いていれば番号で飼 い主が分かります。愛犬を守るためにも、必ず付けましょう。

なお、現在お持ちの鑑札は、引き続き使用できます。

### 配布開始:4月1日(水)(新規)~



# 鑑札

昨年の狂犬病予防定期 集合注射会場の投票の結 果、最も人気の高かった

### 旧デザインの鑑札と無料交換をします

期間:6月~8月

詳細は市団をご覧いただくか、市役所環境保 全課へお問い合わせください



### 配布開始:3月2日(月)(接種日)~



### 狂犬病予防注射済票

狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けさ せましょう。



# em im mesermones em mesermones em mesermones

「まなびたい人」のための市職員による

# 市民まなび講座

まなびのチャンスを作りませんか?



★利用できる方 市内在住、在勤(在学)の方でおおむね10人以上で 構成される団体やグループ。

★派遣時間 午前9時から午後9時までの間で、 1講座、原則2時間以内。

★会場 市内(申込者でご用意ください)

★申し込み方法 ①講座内容や日時を、講座の担当課とご相談ください。 ②内容・日時の調整後、利用希望日の14日前までに、

「市民まなび講座申込書」を文化生涯学習課へ直接 持参、または郵送にてご提出ください。(FAX 不可)

★申込書配布場所 文化生涯学習課・各担当課・公民館

市役所ホームページよりダウンロードもできます。 (トップページ→申請書ダウンロード→文化・学ぶ→ 市民まなび講座関係申請書)

市民まなび講座メニュー(平成26年度4月1日現在)

分野	番号	講 座 名	内 容	講座時間	担当課
-	1	協働によるまちづくりの推進	協働のガイドラインについて	60分	市民自治推進課
	2	ご存知ですか、市民活動等災害補償制度	安心して市民活動をするために	30分	中民日石推進品
	3	これだけで変わる広報紙づくり	みんなに読んでもらえる広報紙をつくろう	120分以内	秘書広報課
	4	茅ヶ崎市の財政	茅ヶ崎の予算の使い途とその財源	60分	財政課
	5	税について	くらしと税金	60分	収納課·市民税 課·資産税課
	6	公的機関を利用した就職活動の進め方	ハローワークや市の勤労市民会館など公的機関の就職活動支援について(対象:概ね39歳以下の若者)	30分	雇用労働課
	7	消費生活関連講座	悪質商法の手口や対処方法などについて、最新の相談事 例を交えながらお話しします	60~90分	市民相談課
	8	茅ヶ崎の観光	海の茅ヶ崎・山の茅ヶ崎	60分	産業振興課
	9	茅ヶ崎の商工業	茅ヶ崎の商工業の振興について	60分	庄未派共体
	10	茅産茅消のすすめ	茅ヶ崎の旬がすぐそこに	60分	農業水産課
	11	後期高齢者医療制度について	後期高齢者医療制度の概要	45分	
	12	国民健康保険について	国民健康保険の概要としくみ	60分	保険年金課
	13	国民年金について	国民年金の概要としくみ	60分	
	14	生活保護の実施について	生活保護制度の概要と保護状況	40~60分	生活支援課
	15	茅ヶ崎市総合計画の概要	これからの茅ヶ崎 ~「海と太陽とみどりの中で ひとが輝き まちが輝く 湘 南・茅ヶ崎」に向けて~	60分	企画経営課
. [	16	茅ヶ崎の行政改革	「新しい公共の形成による持続可能な基礎自治体の確立」 に向けて	60分	
社 会 生	17	安心・安全なまちづくり	なぜ都市を整備するのか。 そして、その先に見えるものとは。	60分	拠点整備課
活	18	ちがさきを男女共同参画のまちに	男女が互いに能力と個性を発揮することができる男女共同 参画社会の実現に向け、日頃身近にできることや市の取り 組みについて	60~90分	男女共同参画談
	19	茅ヶ崎市環境基本計画口ついて	茅ヶ崎市環境基本計画の概要について	60分	環境政策課
	20	地区のまちづくりについて	まちづくりの基本ルール・地区計画・建築協定など	60分	都市計画課 建築指導課
	21	住居表示って何?	住居表示制度の解説と茅ヶ崎での状況	60分	都市計画課
	22	市民・地域から進めるまちづくり	景観法・景観条例に基づき地域から始められるまちづくりの 方法について説明します。	90分	景観みどり課
	23	ちがさき都市マスタープランについて	ちがさき都市マスタープランの概要	60分	
	24	都市防災について	地域住民主体の防災まちづくりについて	60分	
	25	住まいづくりアクションプランについて	住まいづくりアクションプランの概要	60分	都市政策課
	26	車よりバスや自転車の方が便利なまちに!	茅ヶ崎市総合交通プランの概要	60分	
İ	27	災害時要援護者支援制度について	災害時要援護者支援制度について	90分	高齢福祉介護部
	28	住まいの耐震化について〜大地震から命を守 るために〜	茅ヶ崎市に想定される大地震や、住まいの耐震化の手順 や方法などを、分かりやすく説明します	60~90分	建築指導課
	29	災害に強いまちづくり(自然災害から自らを守り、そして家族・地域を守るために)	自然災害等についての日頃からの備えや、市の防災対策 について	45~120分	防災対策課
-	30	交通安全教室	交通ルールとマナーを守りましょう	15~120分	安全対策課
	31	移動式ホース格納箱を活用した取扱い訓練	大規模災害時に発生した延焼火災を初期消火するための 実技訓練	60~90分	消防本部警防部
	32	火災予防講座	住宅防火及び放火防止対策について	60分	消防本部予防部
	33	救命講習会	心肺蘇生法やAEDの使用法など(対象:中学生以上)	90~180分	消防本部救命護
育・育児	34	子育て支援について	市の子育て支援についてご案内します	60分	子育て支援課

市民まなび講座メニュー(平成26年度4月1日現在)

分野	番号	講 座 名	内 容	講座時間	担当課	
*/-	35	乳幼児の健康と子育て	子どもの発育発達の特徴及び、子育てのポイントについて	30~120分		
	36	思春期の特徴と健康	子どもの成長や思春期の特徴及び、生命誕生のすばらし さ・歓び・命の大切さについて	30~120分	こども育成相談 課	
教 育 •	37	子どもの食生活	子どもの成長に応じた栄養の取り方及び、正しい食生活に ついて	30~120分		
育	38	育児講座	育児を楽しく(対象:親子)	60分	保育課	
児	39	茅ヶ崎市教育基本計画について	茅ヶ崎市教育基本計画の概要	60分	教育政策課	
	40	発達障害について	発達障害の理解と支援	60分	学校教育指導課	
	41	子ども会活動について	子ども会活動(組織・運営など)について	60分	青少年課	
技	42	生涯学習のすすめ	いつでも・どこでも・だれでも・なにからでも	60分	文化生涯学習課	
術学・ ・習	43	図書館の上手な使い方	いろんなことを調べてみよう	60分	図書館	
	44	茅ヶ崎市地域福祉計画について	茅ヶ崎市地域福祉計画の概要、地域福祉推進の取り組み	45~60分		
福祉	45	コーディネーター配置事業について	モデル事業で作り上げた地域を支える連携ネットワークに ついて	60~90分	保健福祉課	
<u></u>	46	障害者福祉について	障害者・障害児の福祉サービスや制度について	90分	障害福祉課	
権	47	高齢者福祉について	高齢者の福祉サービスについて	90分	高齢福祉介護課	
	48	介護保険について	介護保険のしくみ	90分	内部 化非曲性性的	
	49	家庭で取り組む省エネE地球温暖化対策講座	茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画の概要説明、家庭で取り組める省エネ・地球温暖化対策について	60分	環境政策課	
自	50	茅ヶ崎市のごみと資源物について	ごみと資源物の分け方・出し方・リサイクルについて学び、 【収集車パッカーくん】を身近で見学しよう。	60分	資源循環課 環境事業 センター	
然•	51	茅ヶ崎の環境	市内の大気、水質、騒音等の現状や今後の課題について	60分以内	環境保全課	
環境	52	茅ヶ崎市みどりの基本計画について	茅ヶ崎市みどりの基本計画の概要	60分	景観みどり課	
	53	茅ヶ崎の自然環境	茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告について	90分	泉戦のとり詠	
	54	茅ヶ崎市の公園等について	公園利用のルールやマナー、都市公園の現状、26年度開始予定の公園愛護会制度、柳島キャンプ場等について	30~60分	公園緑地課	
	55	茅ヶ崎の歴史〜概要版〜	まちなみや文化に関する歴史	30分		
	56	海のあるまち	茅ヶ崎の海をもっと身近に感じよう(対象:小中学生)	30分	文化生涯学習課	
	57	郷土史研究のすすめ	郷土史を楽しもう!	60分	人们工作了目标	
	58	茅ヶ崎の文学を考えよう!	南湖院・国木田独歩、その他	60分		
文	59	茅ヶ崎の考古学1	時代でみる茅ヶ崎の歴史	90分		
化	60	茅ヶ崎の考古学2	地域でみる歴史	90分		
芸	61	茅ヶ崎の考古学3	七堂伽藍跡	90分		
術	62	茅ヶ崎の考古学4	国指定跡 旧相模川橋脚	90分	社会教育課	
	63	茅ヶ崎の考古学5	史跡・芸能などの案内	90分	任芸教育課	
	64	茅ヶ崎のエコミュージアム	ちがさき丸ごとふるさと発見博物館	90分		
	65	茅ヶ崎の昔のくらし	漁業・農業にまつわる年中行事、人生儀礼、信仰、石造物、神社などの昔のくらしについて	60~90分		
	66	茅ヶ崎のミュージアムについて	まちのミュージアムやその活動について	60分		
健	67	健康講座1	生活習慣病(糖尿病・高血圧症など)予防	120分以内		
康	68	健康講座2	女性の健康づくり(更年期など)	120分以内		
・スポーツ	69	健康講座3	食生活に関すること	120分以内	スポーツ健康課	
	70	食育講座	みんな元気!みんな笑顔! ちがさき食育プランの概要	60分以内		
	71	茅ヶ崎市健康増進計画について	茅ヶ崎市健康増進計画についての概要	60分以内	+	
9		ニュースポーツ体験講座	いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも	120分以内		

市民まなび講座メニュー (平成26年度4月1日現在)

分野	番号	講 座 名	内 容	講座時間	担当課
	73	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画について	茅ヶ崎市スポーツ振興基本計画の概要	60分以内	スポーツ健康課
	74	おとなの健康管理講座~家庭の保健~	家庭でできる健康管理を保健師から学ぶ	60~90分	
/7±b	75	おとなの健康管理講座~検診を活用しよう~	市の各種検診(がん検診、成人歯科健康診査、肝炎ウイルス検診など)について	60分	
健康・	76	おとなの健康管理講座〜歯と口の健康づくり〜	8020(ハチマルニイマル)運動、歯と口と体の健康等について 「湘南くち体操 ~みんなの元気はお口から!~」(実技)	60~90分	保健福祉課
ス	77	わたしのこころサポート講座	自分のこころの健康チェック	120分以内	
ポー	78	こころといのちのサポート講座	こころの健康、自殺(自死)予防と見守り支援	120分以内	
ツ	79	市民健康教室1	乳ガンについて	60分	
	80	市民健康教室2	性病予防について	60分	市立病院医事課
	81	市民健康教室3	睡眠時無呼吸症候群について	60分	<b>中工构院区争</b> 床
	82	市民健康教室4	人間ドックについて	60分	

# ★注意事項

- ●市が用意する資料、講師料は無料ですが、その他の経費は主催者の負担となります。
- ●次の場合はお受けできません。
  - ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの。
  - ② 政治、宗教又は営利を目的とした活動につながるおそれがあるもの。
  - ③ 講座の主旨に反すると認められるもの。
- ●講座の時間は、申し込み時に設定した時間内に終わるようにお願いいたします。
- ●その場でご説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。
- ●この講座は、市行政が担当する業務の説明を、担当職員が行うことを目的としており、 説明に関する質疑や意見交換を含みますが、専ら苦情等を言う場ではないということを ご理解ください。

※担当課の業務や講師となる職員の日程などの関係でご希望に 添えない場合もありますのでご了承ください。



お申し込み・お問い合わせ先

茅ヶ崎市文化生涯学習部文化生涯学習課生涯学習担当〒253-8686茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号電話0467-82-1111(代)

### 茅 崎 環 境 の ケ

平成27年(2015年)12月発行(180部作成)

茅ヶ崎市環境部環境保全課 編集・発行

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号 **T**253-8686

携帯サイト

TEL. 0467-82-1111 (代表)

内線

FAX.

ホームページ http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/ 携帯サイト http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/



冊子として作成したものは、再生紙を使用しています。